

平成30年第1回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成30年3月9日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |       |           |
|-------|-----|-------|-----------|
| No. 1 | 10番 | 矢吹利夫君 | (P19～P24) |
| No. 2 | 8番  | 金田裕二君 | (P25～P38) |
| No. 3 | 11番 | 上田秀人君 | (P40～P61) |
| No. 4 | 7番  | 藤田節夫君 | (P62～P83) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	山崎 昇君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
参事兼 建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

平成30年3月2日現在の西郷村議会議員名簿を配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり簡潔明瞭に努めてくださるよう、よろしく願いいたします。

それでは、通告第1、10番矢吹利夫君の一般質問を許します。10番矢吹利夫君。

◇10番 矢吹利夫君

1. 西郷村民屋内プールについて
2. 原中第3墓地について

○10番（矢吹利夫君） おはようございます。10番矢吹です。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

私、ちょっと風邪を引いておりますので、聞きづらい点がありますけれども、ご了解いただきたいと思います。

それでは早速、西郷村民屋内プールについて質問いたします。

西郷村民屋内プールは、原発事故の影響により、子どもたちの屋外活動が制限され、肥満傾向の拡大や体力の低下が見られることに対し、放射能の影響を受けない施設を整備することで、子どもたちの運動機会の確保、帰還定住環境の整備、地域の活性化、さらには、その復興再生が加速されることを目的とした子ども元気復活交付金を利用し、昨年1月にオープンしました。現在はオープンから1年が経過し、村民だけではなく、近隣の白河市、那須町、下郷町などからも多くの方が来館し、利用者から非常に高評価を得ているようです。

今まで西郷村には春から秋にかけて楽しむスポーツ施設はたくさんありましたが、冬に、そして天候に左右されることなく運動することができる村民プールは、子どもたちの運動機会の確保だけではなく、村民の運動機会も増加し、健康増進、医療費の削減、健康寿命が延びたりと、まさしく村長が掲げるぴんぴんきり運動にも好影響を与えております。今後利用される村民が健康で長生きできるよう、この村民プールが大いに活用されることを望んでいることから、今回の一般質問をしたいと思います。

まず、村民プールの運営について伺います。

1点目は、利用者の内訳についてです。オープンからの利用者数、男女比、種別、村内外の割合などを教えてください。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 10番矢吹利夫議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村民屋内プールは、昨年1月15日にオープンしました。矢吹議員のおっしゃるとおり、おかげさまで大きな事故もなく、多くの方々にご利用をいただいております。

さて、質問の件でございますが、オープンから利用者数は、2月末現在で4万2,989名です。月別の利用者でございますが、平成29年1月は980名、2月は2,175名、3月は2,679名、4月は2,496名、5月は3,221名、6月は4,282名、7月は5,469名、8月は5,751名、9月は4,170名、10月は3,036名、11月2,063名、12月2,202名、平成30年1月でございますが、2,161名、2月2,304名です。1日当たり平均122名の方々にご利用をいただいております。

次に、利用者の内訳でございますが、男女の割合は、男性が2万1,951名で51.1%です。女性が2万1,038名で48.9%です。

券種別でございますが、大人19歳から64歳までの方々ですが、2万2,126名で51.5%です。65歳以上の方々が9,056名で21.1%です。小学生7,002名で16.3%、中学生が1,395名で3.2%、高校生が307名で0.7%、未就学児が1,967名で4.6%です。障害者の方々、こちらは1,136名で2.6%です。

次に、村内外の利用ですが、村内在住者の方が2万4,203名、56.3%、村外者の方が1万8,786名で43.7%となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君の再質問を許します。

○10番（矢吹利夫君） ありがとうございます。私が想定した以上の利用者数に驚いております。

では、次に、使用料についてお聞きします。

プールの使用は、半年券、回数券、1回券となっておりますが、その内訳をお答えください。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） お答えいたします。

こちらもオープンから2月末現在の数字でございますが、半年券、638件で544万6,000円です。回数券は545枚、224万2,000円です。1回券は9,326枚で350万5,400円です。合計いたしますと1,119万3,400円となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 544万6,000円ですか、半年間で、その数字を見れば、明らかに短期間でなく長期間続けようというあらわれではないですか。

次に、オープンから1年がたつと、当初予定したものと違っていることがあると思います。そこで、現在の運営上の問題点があればお答えください。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） お答えいたします。

現時点では大きな問題点やトラブルはございません。プールでは、オープン以来、利用者の利便性向上のため、要望、改善アンケートを実施しております。回収したアンケートは課内で回覧し、要望の多いもの、対応が可能なものについては既に実施しております。

現在までのアンケートで多かった要望は、レーンの使用方法についての要望、トレーニング室の利用方法についての要望、設備の設置要望等が複数出てきております。運営上で対応可能なものについては早期に対応しております。また、費用が発生するものに関しては、今後財政担当と協議しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 引き続き利用者がより使用しやすいように感じられるよう、お願いします。

次に、今後の運営方針について質問いたします。

現在平日は13時から20時30分、土曜日、日曜日、祝日は10時から11時30分でオープンしておりますが、利用者からは平日の午前中利用や土曜日、日曜日の夕方営業してほしいという声が聞かれます。この件について、どのように考えているのか、お答えください。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用時間につきましてのおただしですが、矢吹議員のほうからありましたとおり、平日の午前中、さらに土日の営業時間については、利用者の方からのご要望がありまして、そういうことについては教育委員会でも把握しております。教育委員会といたしましても、そういう要望について検討してまいりまして、より多くの皆様にこれからもご利用いただくために、営業時間の延長について検討していたところであります。

これまでその時間帯に実施できなかったのは、監視員が必要になるために、どうしても監視業務の費用が発生するというところで、オープン当時、ランニングコストを抑えるために午前中の一般開放をしなかったのですが、やはり要望が多いということを受けまして、今年度人件費の関係を見直しをかけました結果、平成30年度は、10月からなんですけど、ただいまありましたとおり、平日の午前中の利用も行うような方向で検討して、実際、一番新しい広報にしごう3月号のほうでお知らせさせてい

ただいたところでは。

なお、今後は議員のご指摘のとおり、利用者のさらなる利便性を高めるためにも現在の営業時間の延長についての周知を図るために、さらに広報を行っていきたくと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、土日の夕方の営業については、現時点で、先ほど申し上げた監視業務の予算が発生するものですから、これについてはいつから実施できるということを今ここでちょっと申し上げられませんが、こちらも早急に、早期のうちに対応できるよう検討してまいりたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 早期実現に向けて対応していること、感謝いたします。引き続き利用者の皆様の期待に応えるように努力してください。

最後に、先ほど申しましたが、今後村民プールが多くの方に利用いただき、健康増進が図れるよう、1点提言したいと思います。

村民プールは燃料費削減のためにさまざまな配慮がなされていると聞いております。夜間の格安な電気を使い、プールの水を加温し、日中の割高な電気使用を極力抑えたり、夜間に沸かした温水でプールサイドの床暖房を日中したりと、環境にもやさしい施設となっております。また、東日本大震災を経験し、防災施設としても活用できるよう、ろ過装置を設置し、緊急時には飲み水としても、また、避難所としても村民を受け入れ可能となっております。しかし、電気はほかのライフラインと比較して復旧が早いようですが、万が一被災し停電になった場合、施設が利用できなくなる可能性もゼロではありません。

そこで、防災上より村民プールを活用できるよう、そして、電気料金削減にも役立つ太陽光発電を屋上に設置すべきと考えますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ただいまのご提言についてお答えいたします。

今お話あったとおり、村民プールにつきましては、福島県初の環境配慮型施設オール電化プールとしてオープンしました。一般的な燃料による営業と比較した場合、燃料代の削減が図られておりますが、太陽光のように自家発電が可能となれば、電気料がさらに削減できるものと考えております。

また、当初から防災面、何かあった際の避難所等についても想定しておりますので、防災面からも、万が一停電した場合の対応を考え、ご提言いただいた太陽光発電について、今後検討してまいりたいと思っております。

建設当時も構想にはあったんですが、補助金等の問題で実現できなかったということがありますので、今ご提言いただいたことも受けて、今後検討、研究をさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） ぜひ前向きに努力していただきたいと思っております。

終わります。

次に、原中第3墓地について伺います。

村内には原中墓地、下新田墓地、内山墓地の3カ所に村営墓地が設置されておりますが、平成14年度の内山墓地の拡張事業後、村営墓地の整備が行われてきませんでした。宗派を問わず、誰もが利用可能な公益性を持つ村営墓地を希望する村民は多かったのですが、平成21年に空き区画がゼロとなって以降、村民の要望に応えられない状況が続いてまいりました。その中で、昨年5月に分譲を開始した原中第3墓地は、これまでの村民の要望に応え、墓地不足を解消するものであります。分譲開始から約11か月が経過した原中第3墓地の状況についてお尋ねします。

初めに、現在までに原中第3墓地を購入した方々の内訳について伺います。よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 10番矢吹利夫議員のご質問、原中第3墓地についてお答えいたします。

原中第3墓地は、平成29年5月15日に受け付けを開始し、平成30年3月1日現在で116区画を分譲いたしました。当初の計画ですと、1年で30区画、10年間で全区画の分譲を終了する予定でしたが、予想を上回る件数の申し込みがございました。

購入された方々の内訳についてでございますが、村内に住所を有する方は106名、村外に住所を有する方は10名、合計116名となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） わかりました。116名と。

ほかの村営墓地は、村長が委託した管理組合による管理運営が行われていると聞いておりますが、原中第3墓地の管理運営はどのように行われているのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

原中第3墓地の現在の管理運営は、西郷村墓地設置及び管理条例第3条の規定により、村長が定めた者に墓地の管理を委任するまでは村長が管理者とされておりますので、村で行っております。墓地の分譲が進み、利用者数が管理組合を運営できる規模になりましたら、ほかの村営墓地と同様に、利用者により組織された管理組合に管理運営を委託する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） それでは、管理費はどのくらいかかるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

平成29年度の管理費は、まだ年度途中でございますが、5月からの水道料金といたしまして4万176円、9月に白河西郷シルバー人材センターに委託し実施いたし

ました草刈り等清掃業務委託料といたしまして5万2,920円、合計9万3,096円の予定でございます。平成29年度は分譲開始から間もないため、草刈り等清掃業務は1回の実施で十分でしたが、来年度以降は2回以上の実施が必要になるであろうと見込んでおります。

管理費につきましては、申請時に1件当たり年間1,000円をいただいておりますので、そこから支出いたしますが、現在墓地全体の約3分の1の区画が分譲されている段階ですので、全体の管理を行うための費用としては不足することが予想されます。そのため、不足する費用につきましては、村が管理者でございますので、村で負担する予定でおります。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 300区画がある中で、現在まで116区画の分譲が行われたとのことで、いかに墓地の要望が高かったかを理解いたします。

最後に、今後の墓地の分譲の進め方についてどのように行うのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

5月の分譲開始時には、広報にしごうへの掲載を行うとともに、チラシを全戸配布し、ほかにもホームページ掲載、防災無線放送により周知を図りました。今後も墓地の分譲についてのお知らせを広報にしごうへの掲載を行うなど、継続的に広報をし、周知を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） ぜひ全区画を完売に近づけるように努力してください。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、8番金田裕二君の一般質問を許します。8番金田裕二君。

◇ 8 番 金田裕二君

1. 西郷村の選挙の改善について
2. 村政の継続施策、継続事業について

○ 8 番（金田裕二君） 8 番金田裕二です。通告順により一般質問させていただきます。

ちょっと今歯の治療中で、話にならないように空気が抜けてしまって申しわけございません。

さて、先般西郷村においても村長選挙及び村議補選選挙が行われました。今回西郷村の選挙の改革について、改善についてということでお伺いいたします。

最初に、各種選挙における投票率の向上対策についてお伺いいたします。

前々回の参議院選挙、平成 28 年度でございます。そのときより 18 歳から投票できるというふうに選挙法が改正になりました。昨年は衆議院選挙、そして、今回村の選挙があったわけでございます。それぞれについて、当村での直近の投票率とその傾向についてまず伺います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） 8 番金田裕二議員の一般質問にお答えいたします。

各投票の選挙結果といたしますか、投票率ということでございますが、平成 27 年からよろしいですか。

○ 8 番（金田裕二君） はい。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） まずは平成 27 年 8 月 2 日に西郷村議会議員の一般選挙が行われておりますが、そのときの投票率が 60.37%、それから、県議会 11 月 15 日に行われておりますが、このときは過去一番低くて 34.81%です。それから、平成 28 年 7 月 10 日に参議院議員選挙が行われておりますが、そのときが 53.55%、それから、平成 29 年 10 月 22 日の衆議院小選挙区、比例、このときの選挙が 48.57%、それから、平成 30 年 2 月 25 日、執行したばかりでございますが、今回の選挙 56.01%となっております。

○議長（白岩征治君） 8 番金田裕二君の再質問を許します。

○ 8 番（金田裕二君） ただいま平成 27 年度の村議会選挙、そして県議会選挙、平成 28 年の参議院、平成 29 年の衆議院、そして今般の村長及び村議補選の投票率についてお伺いいたしました。

県議選が過去最低なんでしょうか、34.81%、そして、参議院、衆議院の国政選挙を見ますと、平成 28 年の全国平均が 54.7%なんです。それについて、西郷村では 53.75%、それから昨年の衆議院については、全国平均が 53.68%に対して西郷村が 48.57%ということで、全てについて下回っております。

常に福島県下でもいつも新聞に、ワースト、下から 2 番目、3 番目とか、何か一番バッドだったこともあるような記憶があります。そういった形なんです。先ほど申し上げたように、平成 28 年から 18 歳に投票年齢が下げられて、その年齢別の 18 歳と 19 歳の投票率というのはほかの年齢層に比べていかなものか、わかる範

困でお答えください。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会事務書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

ちょっと手元に資料を用意してございませんで申しわけありませんが、18歳、19歳、そこに関しましては、こちらに住民票を置いたまま学生として出ている方とか結構おりますので、18歳、19歳で、18歳は残ってい人もいますので、18歳のほうが高いんですけれども、18歳も19歳も30%台の数字なんですけれども、18歳のほうがちょっと高いような状況でございます。

すみません、ちょっと詳しい数字を持っていませんので。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 確かに西郷村に住所はあっても、実際は東京とかどこかの学校に在学中で、選挙にわざわざ戻ってこない、わかるような話でございます。全国的に見ても一番悪いのは19歳なんです。18歳より悪いんです。18歳はまだ高校在学中という方もおりますし、初めてのということ投票される方もおる。そういった方で、形の中でも20代、30代、ずっと年代別に見ても、全国的の傾向でも一番高いのが60代ころなんじゃないかな。私らの年代がちょうど一番高い。若年になるほど投票率が少ないというのは、これは全国の統計も、西郷村も多分同じなのかなというふうには認識はしております。

西郷村で過去最高と最低という数字がもしわかれば。村の選挙で結構です、国政ではなくても。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会事務書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

過去データを見てみますと、昭和の時代、その時代は90%を超えておりました。一番最後の昭和の終わりころで88%くらいだったと思います。それが平成10年過ぎからかなり落ちてまいりまして、平成10年で約8割、80%、それから70%、60%とだんだん落ちてまいりまして、平成10年以降は急激に投票率が落ちているというのが実態でございます。

これは国の選挙も、それから村の選挙も大体似たような傾向でございまして、村の選挙が一番高いんですが、次に国政選挙、それから、県知事、県会議員という形で、県会議員の場合はかなりそれよりは低い数字にはなっておりますが、傾向は一緒でございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 全国的なこういった下落傾向は、なかなか対策に苦慮しているという各自治体とも同じなのかなというふうには認識しております。

対策についてこれから伺うわけなんです、その前に、国外、海外ではどんなふうな現況なのかなと思ってちょっと調べたら、特に北欧の国々、スウェーデン85%、アイルランド85%、デンマーク88%、フィンランドもみんなそういった北欧の国々、それから、ドイツ、イギリスにしても60から70%、そういった大きな数字

があります。オーストラリアも90%くらいまで、何でそんなに高いんだろうと思いました。

そうしたら、いろいろあるんです。この近辺の国々でいうと、シンガポールは選挙に行かないと選挙権を剥奪すると、そんなもので93%、オーストラリアは罰金を取ると、行かない人から罰金、そのかわり93%が投票、ベルギーも罰金を取ったり、選挙権剥奪、制限とか、89%、ウルグアイも90%、これは罰金制とか、権利をいろいろ制限したり、トルコも罰金、88%、ブラジルも82%、こういった罰金制度によって、もう80、90%という国もありますけれども、これは国で決めることですから、西郷村で罰金制度を導入するわけにはいきません。

いろいろなそういった政策をやっているというところもあったりというのを今ただ申し上げたわけでございますけれども、では西郷村では何ができるのか、罰金を課すわけにはいきません。では何か村で、今まで選挙管理委員会とか、多分にいろいろな検討をされてきたと思いますが、どんなことが思い浮かばれて、実践に移されたことがあれば述べていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会事務書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

過去にも何度か聞かれておりますが、まず、1つは、防災行政無線での啓発、それから、毎回ほぼ国政選挙とかは行っておりますが、イオンさんの前で啓発のチラシと若干のティッシュ等の配布、それから、最近ですと、携帯を使ったSNSといいますか、メールで投票の呼びかけ、そういったものは行ってきておりますが、なかなか投票の実態に結びつかないのも事実でございます。ただ、そのような中でも、やはり期日前投票が平成16年からの制度として、以前は投票を封筒に入れて、非常に手続が面倒だったんですけれども、不在者投票から期日前投票に変わりました。そちらのほうが毎回毎回増えておりますので、そこで若干の低下をカバーしているような状況はあるかと思えます。

啓発に関しましては、ちょっとその効果というものが確認できるデータがございませんので、その点はちょっと不確定でございますが、期日前投票のほうは人数がはっきり出てまいりますので、それに関しましては、一定の投票率の低下を防ぐ効果にはなっているのかなと考えております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 確かになかなか難しい課題であります。期日前投票が順調に伸びている。我が村だけではなくてほかの行政でも多分同じ傾向なのかと思っております。

ネットでちょっと見てみたら、何で選挙に行かないんだろうというのが書いてありました。何か調査したのがありました。それを見てみますと、まず、政治が自分には関係ないと思っている、それから、2番目に、政治に期待していない、3番目に、政治では日本や生活が変わらないと思っている、4番、仕事が忙しい、5番目、ほかのことに時間を使いたい、6番、とりあえず満足している、7番、選択肢がない、選択肢がないというのは、投票すべき人物がいない、8番、投票に行くメリットがない、

投票に行かないデメリットもない。十人十色でいろいろな考え方があるものだなというこじつけなのか、いろいろな理由がアンケート調査結果に出ているようでございます。

私もちょっといろいろ私なりにアップ作戦というのを考えてみました。

今は高校生から投票できるようになりました。西郷村には高校がないので、その点聞けないのですが、教育長にちょっとお伺いします。

中学校でそういった選挙制度についてというのはどんなふうな教育があるか、いきなりで申しわけないですけども。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

中学校では、一般的には社会科の時間の公民的な分野で、政治の仕組みとか、選挙に関しての学習をします。そのほか、生徒会というもので会長等の選挙を行う。小学校でもそうですが、今、小学校では児童会は選挙をやらなくなっているところが多いのですけれども、中学校ではまだ生徒会の役員選挙等がありますので、そういうところで実際の選挙制度の模擬体験といいますか、そういうことは行われていると思いません。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） こちらの議場にも小学校の皆さんが見学に来られたり、それなりにいろいろ社会面、学習でされているのは知っております。なかなか若いときには選挙、18歳になったから行こうと思っても、実際には行かないという何かジレンマがあるような感じを受けております。

私がちょっと思ったのは、投票所で、これは法的に違法なのかなんかわからないですけども、実際昨年行われた例を1つ申し上げると、投票所で投票証明書というのを書いてもらう、そして、その投票率アップに協賛した飲食店とか、いろいろなところで、ではうちへ来たら、投票証明書を持ってきたらコーヒーがただで飲めるとか、半額で飲めるとか、そういったサービスを昨年からいろいろなところで実施されたというふうに聞いておりますけれども、西郷村ではそういった投票証明書を発行してくださいなんていう例はありましたでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会事務書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

投票所で、投票証明書、どうなのでしょうということはありません。それで、去年ではなくて、ここ何年かそういうことはございます。ただ、選挙管理委員会のほうで話をしていますのは、例えば事業所とか、会社、そういったところで強制的に投票しているかいないか確認するために、投票証明書を持ってこいという強制的な話も全国的には聞いておまして、そういった点もあって、選挙民の意思というか、投票に行かない意思というのはちょっと語弊があるかもしれませんが、そういったことを強制するのもよくないのではないかという話もございまして、西郷村でも検討はいたしました。ちょっとまだ発行は見合わせようかということで、選挙管理委員会の

中でお話ししたことはございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいまの話をお聞かせますと、本当にも各企業とか、いろいろなところ、それも投票率アップのための話なのかなんか意図はわかりませんが、私申し上げたのは、選挙へ行かないのも自由という、それは確かに意思表示であるんですけども、行った方に、各民間の企業がそういった飲食店なんかで、それを持ってくれば安くなりますよ、サービスしますよというのが新聞に出ていたんです。ですから、そういったものは、ああ、これはいいことだなというふうに思ったんですが、なかなかそういった目的、使い方によってはそういったものを利用するのもいいのかなというふうに思っています。ただ、一々証明書を発行するのは、なかなか手間が大変なのかどうかわかりませんが、それも一つなのかなと思っています。

それから、私が思ったのは、景品をつける、あんまり金を配るみたいなのはよくないかもしれないですけども、投票所に来られた方に宝くじを配ると。宝くじは第一勸銀で発行している宝くじもあるでしょうけれども、あれは最低300円かかるし、宝くじというよりも抽せん券みたいなものかな、もう後で発表して楽しみがあるとか、ではなくては、がらがらぽんと球が出るような何か商品、そういったのは別に選挙制度上問題ないのかなというふうに思っているのですが、そういったのも検討されればいいのかないかなと思ったりしています。

それから、出前投票箱という、こんなのは余り聞いたことないですけども、どうしても体が不自由で外に出られない。そういった方々に期日前投票を車で巡回して、予約というか、連絡のあった家庭に車でぐるぐる歩くと、村内を。それで、どうしても足のない方とかに、そこで車で行って出張して投票してもらおうと。そんなサービスというの、どこでもやっていないようなこともやってみるのも一つの方法かなというふうに私は思います。

それから、今の投票率は村全体の投票率、それから、各投票所ごとの数字は発表していますよね。投票所ごとだと集落が幾つか複数またがっております。それで、各行政区、実際は行政区ごとに何名の方が投票して、投票率は何ぼというのは実態はわかるはずですが、選管のほうでは。ただ発表していないだけで。それを集落ごとにランキングを、ベスト10、いろいろ1番、2番、3番と。それでランキングの上位、例えばベスト10に入った行政区に対しては何か村から特別ご褒美をあげると。別に金品をあげろというのではないけれども、そういった何かユニークな方法をとってもいいのではないかなというふうに思います。

実際、集落ごとのはわからないんです。投票所ごとしか、現在私らも。そういったものも一つの方策かなというふうに思いますので、検討に値するのかなと思います。

そういったものについて、今私の言ったようなのをどう思いますか。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会事務書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

選挙に関して景品ということですが、もちろんこれは予算上の問題もございまして、

それから、国の選挙ですと、その経費というのは国から、それから県の選挙は県から選挙経費がまいますので、全国と違う制度となると、それに関しましては村の持ち出しということになるかと思えます。ただ、今現在も啓発グッズとしては細々としたもの、缶バッジとか、例えばティッシュとか、その程度のものは配っておりますが、ある程度のものを配るといのは、なかなか難しいかなと考えております。

それから、車で巡回というお話ございましたが、前回の選挙でも、個人ではなくて集落単位で、例えば相当交通の不便な場所に歩いていくという自治体は出てまいりましたが、本村の場合、大体投票所まで3キロ以内でございますので、それまではちょっと今のところ情報は集めておく段階かなと思っております。

もちろん郵便投票というものがございまして、投票所に行けない方、選挙管理委員会の証明を出しまして、郵便でやっていただくという方法があるんですが、村の選挙の場合は、間が非常に短く、4日間、5日間の話になりますので、その間に請求をしていただいて、投票用紙を送っていただいて、それを送り返すとすると、相当の時間も、5日間くらいすぐかかってしまいますので、ちょっとそれもなかなか大変なのかなとは思いますが、郵便投票もできないことはありません。

車を使う方法に関しましては、今後情報を集めていきたいと思えます。

それから、各行政区のランキングという話がございましたが、先ほど申されましたとおり、各投票所の投票率はもちろんそのまま数字が出てまいりますが、行政区となりますと、データ整理もかかりますし、実際のところ選管としては年代別の調査ともちろん男女別、そういったものは出しますので、出せないことはないんですが、それによってランキングを出してというのも若干どうかなとは思いますが、それで景品ということになりますと、西郷村の特異性といいますか、都市化が進んだ南部というのは、隣の人も顔がわからないような状況もございまして、誘ってもなかなか行ってくれないような集合住宅とか、そういったところがかなりございまして、それでそんなに一律にランキングを出してというのも、ちょっとなかなか抵抗があるのかなと、そういった感じではおります。

なお、その辺に関しましては、情報等を集めながら進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 確かにランキングは、発表しなくても、大体の今までの傾向ですと、もう羽太地区とか、私のほうの追原とか、川谷地区は上位3本くらいに常に入っているようなところで、人口が伸びない地域がランキング上位と、言い方は悪いけれども、というふうな結果になっているのかなと思えます。

でも、ちょっとでも行政区単位で、では俺らのほうもうちょっと頑張ろうとか、景品をつけてもつなくても、ではもうちょっとアップさせようというみんなで行政区全体で啓蒙ができたらいいなかなというふうなことで申し上げております。

次に、2番目の選挙ポスターの掲示板の位置見直しについてということで、若干申し上げたいと思えます。

掲示板の場所が過去ほとんど変わらない状態で、中には交差点のど真ん中にあったりとか、なかなかこんな場所で誰が見るんだろうなという位置にあったりとか、例えば掲示板に選挙関係者がポスターを張りに行っても、なかなか場所的に張りづらい場所が、交差点であったりとか、いろいろな危険性も伴うようなところもあるんで、そういうところは人目にちょっとでも当たるような、例えば今村内にはコンビニがたくさん増えました。ですから、各コンビニの駐車場のあたりに協力して設置してもらおうとか、ちょっとでも人目の多く当たるところにそういった変更とかというのをしていくという方向はどうなのかなということについて伺います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会事務書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

ポスター掲示場に関しましては、現在村内で67か所設置しておりますが、ポスター掲示場そのものは基準がございまして、ある程度面積と距離、そういったものを勘案してポスターの掲示、各投票所における数が定められておりますが、西郷村の場合は、例えば台上とか、甲子地区といった場合は、面積ばかりではちょっと不合理のあるところもございまして、そういったところは数を減数してポスターの掲示場を設置しております。それで減数した数が67か所でございますが、今おただしのありましたもうちょっとコンビニとか、そういったところはどうかということですが、今までも若干は場所は、土地の変化とか、それから所有者の都合とかで移してきた経緯はございますが、大きくは変えておりません。毎回ポスターを張る人が大体わかるような位置の範囲内で移しております。

それで、ポスターを新たにコンビニとかということになりますと、所有者、もちろん確認しなければなりませんけれども、それに関しましては、一応、コンビニとかは価値があるかと思っておりますので、その辺は状況に応じてちょっと検討して、さらに選挙する皆さんの見やすい場所に設置するように検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 先ほど8番金田裕二君の一般質問における選挙管理委員会書記長の職名について、私議長は事務書記長と、こう名じておりましたが、正しくは選挙管理委員会書記長でございますので、おわび訂正をさせていただきます。

それから、一般質問を続行する前に、議長より報告いたします。

15番真船正晃君は、所用のため中座いたしますとのことがございましたので、皆様にご報告をいたします。

それでは、一般質問を続行いたします。

8番金田裕二君の一般質問を許します。8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 休憩前に引き続き質問させていただきます。

3番目の開票作業の中間速報等のあり方について質問いたします。

直近の選挙では、特に今回の村政の選挙等において、中間発表がなされておりません。以前は中間発表がされていたと記憶しておりますが、なぜ中間発表がされていないのか、まずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

今回中間発表なしということで行いましたが、たしか前回の議会議員選挙のときは、中間発表をやったはずですが、特にこれといって特別な理由はなかったんですが、今回行わなかったということで、次回からは村の選挙に関しましては、中間発表をある程度の段階で行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 次回からはまた中間発表をさせていただくということでございます。あわせて、防災無線のほかにもSNSとか、そういったあらゆる手段を使ってできるだけ早目に、有権者、そして立候補された方、その支持者、全ての方が1日も、1時間も早く、1分も早くそういった発表を待ち焦がれておりますので、その辺、よろしくお取り計らいをお願いします。

続いて、4番目の投票所と有権者数のあり方についてお伺いいたします。

前回も一般質問の中で、最近の人口が増えている大平地区とか、そういったところには投票所がなく、そういったものが投票率の下がっている原因の一つになっているのかなというそんな質問もありました。そういった投票所のあり方について、選挙管理委員会の中では討論、討議されていると思いますが、よりよい方向に向けて、どのような検討をされているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたが、一応基準がございまして、旧自治省の通達では、遠距離区、投票所から選挙人の住所までが3キロ以上ある地区は、それ以上になる地区のないようにということで基準がございまして。それと、過大投票区、前にちょっと間違えて申し上げたかもございませぬが、2,000人と言ったかもしれませんが、3,000人を超えるような投票区は分割しなさいということで、一応の基準になっておりますが、現在村内12投票区、その中ではこの基準外にあるところはございませぬ。

それで、この次の質問にもちょっとございませぬが、期日前投票の割合が大分多くなってきましたので、むしろそちらの増設のほうが住民にも、それから投票率の向上にも寄与するのではないかと考えております。現在のところ投票の分割はまだ検討段階ですので、将来の状況にあわせて検討してまいりたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 法的に3,000名を超えていないので、これからさらに検討を加えていきたいという答弁でございますが、では、関連もありますから、次の5番の期日前投票所の利用の推移、今後の検討課題についてということで、期日前投票が年々選挙あるたびに増加しております、これは西郷村ばかりでなく、県、全国的な傾向だと伺っております。そのうちに、もうあと数年のうちには、多分この次の来年度の村議会の選挙ころには期日前投票が50%を超えて、もう60%近くまでになってしまうのではないかというふうなぐらいの勢いで伸びているのかなというふうにも思っております。今までの推移をまずお伺いいたします。

不在者というの若干あるんだろうと思いますので、不在者と期日前あわせてどのくらいパーセンテージで伸びているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

一番最初、平成16年の参議院選挙から導入されましたが、その時点では12.2%の方が期日前投票を行っております。投票者全体のです。それで、10%、20%と上がってまいりまして、先日の選挙では41.1%、投票者全体のです。投票総数が9,097人で、そのうち3,741人が期日前投票を行っておりますので、4割を超えております。毎回毎回伸びている状況でございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 4割くらいの方が既に期日前をされている。一生懸命各候補者は声を大にして遊説されているけれども、ほとんどはもう投票終わったよと聞きます。その傾向があらわれているのかなというふうに思っております。

先ほどもありましたけれども、こういった需要があるということは、当然最終日にはかなり混んでいたという話も伺っております。また、ではもう1か所くらい増やしていかなければならないのかなとか、検討もされるのではないかと思います、その点についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会書記長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎 昇君） お答えいたします。

前回の選挙ですと、最終日には約1,450人が期日前の投票所に来ております。それで、一時的には詰まる状況、氏名を書いておりますので、そこに10人、15人が並ぶような状況もございました。それで、40%を超えるような形になると、村のような短期の選挙では、若干やはり期日前投票所の増設も考えなくてはならない状況にはなってきたのかなとは思っております。

それで、一応イオンあたりが一番投票する方も利用するのは利用しやすいのかなど。人も集まりますし、通常の買い物と一緒に用事を足せるということもございますので。ただ、状況を考えますと、期日前投票、衆議院と参議院がダブル選挙になったことが過去にもございます。そうすると、投票の種類が7種類、あるいは補欠選挙等が入ってきますと、8種類くらいになる可能性もありますので、その分のスペースの確保、

それが例えば民間ですと、そこでイベントをやっていたときとかと、緊急で重なったような場合は、非常にそういうスペース等も考えなければなりませんし、もちろん事務従事者のスペースもありますので、そういった点と、それからオンラインのシステムが行政サービスセンターがありますので、そこまではいつているんですが、それがこちらと重複投票にならないように、常に両方見ながら投票事務が行えるようなシステムに変えなければならないということで、その辺の検討、一応住所登録をしているF I Cのほうにはその辺の相談をかけてみている状況ですので、若干見積もりとかもとった状況にはありますけれども、その辺の情報セキュリティー、そういった部分も考えまして、今後いずれにしても、村の選挙でそれをやるとなると村の持ち出しになりますので、国の選挙にあわせて検討していきたいと、そういった形で考えてございます。

ただ、次の国の選挙に間に合うかどうかもちよっとまだ未定でございますが、一応その検討はしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 確かにオンラインシステムの整備とか、多額の経費がかかるのかなというふうには認識しております。村独自の持ち出しよりも、確かに国とか県のときに相乗りして整備されたほうが効率的なのかなと思っております。ますますそういった傾向を投票率のアップにも必ずや寄与するのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

選挙関係については以上で終わりにさせていただきます。

次に、先般行われた西郷村村長選挙において、引退を表明された村長、4期16年の村執行の大役を、大変お疲れさまでございました。ご苦労さまでございます。

今までの思いもいろいろあるかと思ひます。最後に、19日ですか、村長のほうから述べられるということでございます。それを除いた分について、今までの16年でやり残したこと、たくさんあるのかなというふうに思っております。どんな大きな課題、そして事業を新高橋村政に引き継がれるのか、その思いもお伺ひいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 8番金田議員の質問の題に、新村長に引き継ぐ大きな課題、事業等についてはいかにということでございます。まずは、このいいご質問をいただいて感謝をいたします。同時にこの16年、本当に議会、議長を初め議員各位におかれましては、まことに世話になりました。既に今日傍聴には前の議員の皆さんもおいででございますので、本当にこの議会を通して村政に携わることができましたことを心から感謝をいたします。

お話のように、最終日に何かをとということですが、もちろん最終日には心から御礼を申し上げる機会を得たいという思いがございます。それを除いてというお話でございますので、どのような引き継がれる大きな課題、事業なのかということについて申し上げたいと思ひます。

今朝の民報新聞、「福島復興はいかに」と、59市町村長のアンケートが出まし

た。私もあそこに書いてありましたが、西郷のポジション、その他という部分が多かったですね。なぜかというのは、細々とした理由は書いたわけでございます。1つは、3・11、8・27などもありましたが、今回の地震についての地震災害、天災、これについては大体終わったので評価しておると。ただ、原発は別だという認識を持っているという書き方をしております。

やはり風評、あるいは健康被害、食物の問題、100ベクレルは正しいのかと。あるいは0.23マイクロシーベルト、これもどうなのかといったことが明らかにならなければ、やはり世界において、韓国、その他も輸入しないとやっているところがあります。当然我が子どもたちも、将来、産まれたのが二十歳になったときにどのような健康被害が出てくるのかといったこともまだ明らかになっていない、あるいは甲状腺がんもです。そういうことがありますので、原発については別扱いすべきだと。復興庁もそういったものに特化して、金も人も技術も総投入すべきだというふうに書いたのがあの結果でございます。同時に、これは政府に対して、地方自治体の範疇を超えていると、政府の仕事だし、国家として前面に出て対応してもらいたいというふうに常々言ってきたつもりでございますので、これを書いたのが今日のアンケートの結果でございます。

3・11の地震と原発に対しましては、日本国内はもとより世界中から応援にきていただいております。8年目を迎えようとして、知事ともいろいろ話をしますが、どこかで福島県は恩返しの際にならなければならない。西郷も及ばずながらそういう意味で頑張っていくという気があるというふうに思っておりますので、心構えとすれば、やはりそういう気持ちを今私は持っておりますので、そういったことも引き継いでいただきたいとも思っております。

そうしますと、それをなし得るための基盤が必要です。西郷村は本当に交通条件、あるいは環境、あるいは阿武隈川、国立公園、あるいは新幹線、いろいろないところがありますので、こういったものを引き継いで、先端産業、あるいは再生エネルギー、医療ロボットとか、そういった西郷の強み、今あるものを引っ張っていただきたいと、それが基本になるだろうというふうに思っております。

具体的にはどういうふうに引き継ぐべきなのかというふうに、私なりに申し上げますと、基本的には西郷村第4次総合振興計画、できたばかりでございます。皆様のお手元に本がいていると思います。ああいった基本的な内容に基づきまして、目標は西郷の村民の人生、幸福度が最大になるようにという視点で、人生ということをフィルターを通して行政をやっていくと、そういうことが必要だろうというふうに思います。

そうしますと、やはり1つは、近隣市町村の県内とか、あるいは国内の状況も見ろべきだと、よく見る、協力すべきだと。そしてメガトレンド、1番目、少子高齢化をどう対応していくのか。同時に、国際経済の中において日本はどのような立ち位置で、あるいは北朝鮮、中国、いろいろな動きがあります。それから世界情勢、ヨーロッパも大変です。こういった動向がいかなる影響を西郷村の行政において、財政において

及ぼすのかといったことを、先々見通しながら対応していく必要があるというふう思っております。

そのためには、まず村内としましては、村民各位、同時に産業、企業のトップ、あるいは事業者、あるいは各種団体等の理解と協力を得ていく必要があります。それは一番信頼です。信頼できる村民との十分なるきずなを保てるのかといったことにおける信頼性の高さ、同時に国・県、その関係機関ありますね。これとの円滑な、あるいは連携、そして、協働作業、それが一番また条件になっています。同時に、それに対応できる村長をトップとする職員の人材、スキルアップ、こういったことがうまく回っていくと、それは基盤としていいだろうというふうに思っております。

当然これまで皆さんとともに行革を通じてといたしますか、スキルアップ等やってきましたので、こういった条件は整いつつあると私は思っておりますので、ぜひそういった姿勢、あるいは考え方を持って日本一の村づくりに取り組んでいただきたい、こように思っているところでございます。

さて、具体的にはどうなのかというふうに申し上げますと、まず1つは、やはり安全と安心だろうというふうに思います。地域安全条例ができたということがあるので、この安全と安心のためにはまず防災の問題、今役場の中心に、これと新幹線の駅を結ぶといったことを頭に置いて、道の駅、総合庁舎、あるいは駐在、消防、郵便局、いろいろな情報をワンストップの拠点としてという機能を高めていっていただきたい。

同時に、広域のかなめである新幹線と役場の拠点を結ぶ3.5キロ、この会津とのルートにもなりますが、新たな都市計画、搦目線も早く開通して、その沿線の都市計画と農業振興地域のすみ分けといいますか、土地利用の変更、都市化に向けての準備をすべきであろうと。要は、やはり車社会、EVとかになりますので、そういったことを頭に置いて、その上、やがて人々は車より空を飛ぶ、ドローンが大きくなるかもしれない。そういったことを頭に置いた都市化に向けての規制と誘導といったこともやっていくべきだと。安全と安心のまず基盤として、産業がのっかる土台、インフラストラクチャーの整備をすべきだと思います。

そうしますと、人々の人生を考えるためには、まず経済的安定というふうになりますと、何をするかです。やはり産業です。農業、あるいは製造業、あるいはサービス産業がありますが、大きく農業につきましては、今の農業公社、直売所、道の駅、あるいは担い手、後継者育成、6次化、特産品、そういったものが、今年から減反はなくなりますが、米を中心としたものから畜産、あるいは野菜、あるいはその他の農林水産物の関係をうまく産業に結びつけること、農協との連携が出てきます。それから、家畜改良センター、福島大学、この技術、スキルアップの条件がありますので、そういったものを大切にしていっていただきたいと思っています。

西郷村には世界に冠たるセンター産業がありますので、こういった方々とのよしみを十分に、そして、IoTロボット、この半導体、そういったものがあります。同時に、西郷村は日本工機、オリンピック、西郷村でつくったトーチが東京オリンピックのトーチとして世界に放送されるようにといったこともあったり、あるいはロボット

として、はやぶさ2が戻ってきますので、そういった先端もさらに世界をリードする、あるいは発展途上国がまねできない先頭を走る状況をつくり出していく新たな今企業立地の動きもありますので、そういったところとうまく手を組んでいく。さらに、東京の大田区との連携もできようとしているところがございますので、製造業とサラリーが高い終身雇用できるような雇用制度をうまくリードしていただきたいと思っています。同時に、各社持っている所有地が次の設備投資の機会を待っておりますので、そういったところもうまくリードしていきたい。

さらに、西郷村は、観光、あるいは環境保全が昔から一番大事だというふうにいわれております。温泉であったり、あるいは甲子をベースとする自然の家、あるいは高地トレーニングもあったり、雪割橋が今出来ようとしております。同時に、環境を考える上においては、再生エネルギー、メガソーラー、水源、そういったこともありますので、うまくバランス、あるいは住民の合意、そういったものの上に立った新たな構築が必要であろうというふうに思っております。

さらに、住民が次に西郷村、あるいは日本を背負っていくというためには、人材育成、教育のことが一番、家庭においても、社会、村民においても同じだろうというふうに思っております。具体的に給食センターを今どうするかという予算が当初にも上がっておりますので、こういったことから国際化に向けての中学生の海外派遣とか、あるいは貧困対策、フードバンク、少子化に対応して待機児童解消等、少子化対応は本当にきめ細やかにやっていかなければなりません。私はいずれ国が追いついてくるというふうに思っています。来年消費税2%、5兆6,000億円上げても少子化対策に全然足りませんので、そういったものは国家として財源を確保して、そして、フランス型、あるいは北欧型の少子化対策をやるべきだというふうにも思っているところでございます。

同時に、強靱なる体、あるいはアカデミックな地域を構築するためには、スポーツ・文化・芸術活動、あるいは生涯学習の充実、いっぱい今公民館を通じて教育委員会で頑張っておりますので、こういったリードと、それから組み合わせによってピンピンキラリといったことをやっていっていただきたいと思っております。

そうしますと高齢者、だんだん人生のステージがありますので、やはりデマンドバスの話も出ております。そういった交通機関、そういった整備等、福祉とどう絡めていくかということも、社会福祉協議会に相当今お世話になっている部分があります。これからもありますので、社会福祉協議会の今の部分をもっと充実させていかなければならない。同時に、社会福祉事業に関するいろいろ処遇改善とかの問題がありますので、こういった連携の中において対応していかなければならないというふうに思っております。

同時に、健康長寿、ピンピンキラリ、あるいは介護保険高齢者に対する対応、保険料が上がったり、あるいは生活困窮に結びつかないようなための財政的な引き当て、そういったものも必要ではないかというふうに思っております。

ピンピンキラリは社会運動としてやらなければ多分もたないだろうというふうに思

いますので、人生はパンのみではありませんから、生きがい、あるいは地域社会、敬老会のあり方等についてもいろいろ手をつけてまいりましたので、そういったことにおいて西郷村が今人口が増えているという評価なのであろうというふうに思っていますので、議員諸兄におかれましては、これまで申し上げたこと、あるいは新しい施策が出てきた場合においては、社会運動の先頭に立って、我が西郷村の将来にうまく回って、人口伸び率、日本、福島県トップか維持できますようなそういった対応をしていただきたいと。そういったことも含めてぜひ引き継ぎといいますか、お話を申し上げて、新たな施策を打っていただきたいというふうに思っているところでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 村長からは大震災後の原発からの風評払拭、復興については当たり前の話で、国際情勢を見通しながら信頼を築き、国・県との連携、職員のスキルアップを図りながら日本一の村づくりを新村長にはお願いしたいというふうな話だったと思っております。

I o T、半導体の話やはやぶさの話、それから、観光、メガソーラーの話も、農業公社、いろいろな話が教育から介護から少子化対策から、切りがなくまだまだ課題山積だと思っております。一遍に解決できるものではないと思っておりますけれども、私もずっと議会、一般質問でも、私ばかりではないです、ほかの同僚議員もいろいろこんなものやっていたらきたい、こういうのはどうだろうとかと提言した経過がありますが、なかなかまだできていないのがいっぱいあります。

その中で、私も地元の話をちょっとさせていただくと、長久保の工業団地、信越半導体さんも今期は随分と業績がアップしてきているということでございますので、早急にできれば着工していただければ、そういったことも引き継いでいただきたい。それから、前からも何度も申し上げている村有地、追原裏の集落、85ヘクタールに及ぶ広大な山林、そんなところに以前も申し上げたようなパークゴルフとか、ウォーキングコースとか、森林公園とか、そういったせっかくの資源を投げておいたのではもったいない。そういったものの利活用も図っていただきたいと思うし、これから今課題になっているメガソーラー、台上地区、そういった問題も大きくかかわってくるのかなというふうに思っております。

最後に、村長にはみずからがピンピンキラリで健康長寿で、村のさらなる振興に支援、指導を賜われればありがたいと思っております。

一般質問をこれで終了させていただきます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（白岩征治君） 15番真船正晃君が着席いたしました。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第3、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇ 1 1 番 上田秀人君

1. 健康づくりと国民健康保険事業について
2. 農業行政について

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、1点目ですね、健康づくりと国民健康保険事業についてということでございます。

今年4月から、国民健康保険事業の主体が村から県のほうに移行していくということは、皆さんご承知のことだというふうに思います。このことに関して、昨年12月の議会の中でも取り上げをしております。その中で、厚労省が都道府県の医療費抑制や健康づくりの取り組みの成果を点数評価をしているということをお話した記憶がございます。そのことに関して、今年の1月30日の新聞に掲載されたというふうに理解をしております。結果からいいますと、福島県は全国で38番目という低い結果だったというふうに理解をしております。

国はメタボリック症候群の健診の実施率、あとは健康データの分析などの取り組みに対する成果から、それらを点数評価をし、国からのいわゆる交付金の傾斜配分を行うというふうに、これも12月でお話をしたというふうに覚えております。要するに、逆から言えば、メタボ健診の実施率や実施状況、あとは健康データの分析を頑張れば頑張ったほど、交付金が多くつくのかなというふうに理解をするところであります。

そこで、伺いたいと思いますけれども、西郷村における交付金の傾斜配分について、村はどのような評価だったのか、まずお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 上田秀人議員の一般質問にお答えします。

交付金の傾斜配分について、村の評価ということでございますが、国保の広域化に伴いまして、国が特定の指標に基づき、県や市町村をランキングづけし、財源を傾斜配分する制度というものが新たに取り入れられました。こうしたインセンティブの仕組みの導入は、保険者機能の強化及び国保の財政基盤の強化を狙いとしたものであります。

さて、ご質問の交付金傾斜配分についての村の評価でございますが、平成30年度保険者努力支援制度として、体制構築加点60点を除いた比較で、全国平均が401点、県の平均で申し上げますと366点ということで、県は全国を下回っていたということになります。それで本村の点数ですが、459点ということでありまして、県内59市町村の中で17位、正確に言えば18位という、その辺の水準でありました。県平均及び全国平均を上回っていたということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 1 1 番上田秀人君の再質問を許します。

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番。全国平均が401点で、県の平均が366点と、西郷村においては459点という評価だったというふうに今答弁をいただいたわけですが、個々の点数配分がいろいろありましたよね、これね。指標ごとにいろいろ示

されていますよね。

これも12月の中で話ししましたけれども、まず指標1、特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率から始まっていて、指標6、後発医薬品の使用促進に関する取り組みの実施状況ということで、大きな指標で6、細かくもっと分類されていますけれども、これらについて、それぞれ加点されていくというふうに理解をしていますけれども、この細かいものに関して数値はお持ちですか。持っているのであれば、お示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

まず、先ほどの指標、特定健診・特定保健指導等の評価ということで、まず西郷村の得点として、全国自治体の上位5割の40.26%を達成しているということで20点をいただいております。

また、特定保健指導受診率ということで、対平成26年度比ですが、受診率を5%以上向上させたということで、20点を得ていると。

それから、メタボ該当者・予備軍の減少率というようなことで、ここでの評価ということで、45点得ております。

それから、2番目の指標ということで、がん検診等の受診率ということで、こちらについても40点ほど、合計で得ております。

それから、糖尿病等の重症化予防の取り組み状況ということで、こちらで全部で100点得ております。

それから、予防健康づくりの取り組み実施ということでありまして、こちらについて95点の評価をいただいているということでございます。

それから、後発医薬品の使用促進に関する取り組み状況ということで、20点を得てありまして、その他と国保の固有の指標というのも6項目ほどございまして、こちらでも評価をいただいて、先ほどの得点になっているという状況でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、点数をお示しいただいたんですけれども、少し、指標2の特定健診・特定保健指導に加えて、他の検診の実施や検診結果等に基づく受診勧奨等の取り組みの実施状況の中で、これ、12月にも歯科疾患検診の実施状況ということでお話ししましたよね。これ、私このとき、歯科疾患というよりも口腔健診のほうを重視した話をしたと思う。要するに、虫歯だけではなくて、いわゆる舌がん、あと口腔（口の中）にできるがんとか、そういう話をしたんだけど、これでは歯科疾患の検診実施状況ということになっていますから、ここの部分で今、点数評価がなかったんですけれども、この部分はどうなっているのかということ、まず伺いたいんですよ。

あとは、これ指標5、加入者の適正受診・適正服薬を促す取り組みの実施状況ということで、これも12月に話ししていますよね。これはいわゆる適正受診、多受診をしている方がいるんじゃないんですか、このお話ししましたよね。覚えてますよね。

あとは服薬指導、いろんな薬を飲んでいる方がいるんじゃないんですか。要するに、多受診になれば、いろんな薬、同じ効果を持つ薬を数多く飲んでいる方がいらっしゃるんじゃないんですか、そういう指導をしていますかということを確認しました。これの点数評価は今されなかったんですけれども、この部分はどんな点数になっていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

先ほどの歯周疾患検診実施状況ということで、先ほど、がん検診等ということで一まとめにした回答をさせていただいて、ちょっとわかりづらくて申しわけありませんでしたが、この歯周疾患検診実施状況ということで、25点をいただいておりますので、ここは評価をされているということだと思います。

それから、もう一点が、重複投薬等に対する取り組みというようなことでしたでしょうか。そこについては、そうですね、この評価をこの表で見ると限りでは、評価点というのは入っていないという状況でございました。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。歯科疾患に関しては25点、これはがん検診の受診率が40点で、歯科疾患は25点と理解していいんですか。含めて。（不規則発言あり）40点の中の25点が歯科疾患ですね。

そして、今答弁の中で、答弁が1つ漏れたというふうに思うんですけれども、多受診の指導、いわゆる同じ病気でいろんな医療機関にかかっている方がいらっしゃるんじゃないんですか、そういう多受診の指導をしていますかということで確認したんですけれども、これ今、答弁抜けていたんで、答弁あれば。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） すみませんでした。それは、先ほど申し上げました国保事業固有の指標の中の評価ということで、ちょっと離れたところにございまして、複数の医療機関で受診した同一患者に係るレセプト点検等実施というようなことで、2点の評価をいただいているということになっています。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、細かい点数をお示しをいただきました。

担当課長のほうから、「国保固有」ということで、今言葉が出ましたので、確かに厚労省が出している「保険者努力支援制度について」ということで、これ平成29年7月24日に出された資料、これ12月でもお話ししましたが、これ厚労省からいただいていた資料なんですけれども、この中で、国保固有の指標ということで、こっちで指標1から指標5までうたっていますよね。

保険料の収納率が、これ指標1に入っています。この収納率、前回もちょっと確認したんですけれども、低かったというふうに答弁を理解しております。これどのぐらい改善されたのか、わかれば。すぐ答え出ますか。収納率のアップ率、要するに、収納率を上げればポイントが上がるよということですよ、国はね。それ、わかります

か。

あと、じゃ続いて、指標2、医療費の分析等に関する取り組みの実施状況ということで、データヘルス計画の策定状況、これも指標2の中でうたわれている。

指標3、医療費の通知の取り組みの実施状況。これは毎月国保連から来ますね、はがきね、あなたは1か月間、この医療機関でこういうふうに使いましたよと。協会のほうでこれだけ払って、自己負担はこの分ですよと、はがきが来ますよね。何か、これ以上使うんじゃないぞとおどしをかけるようなはがきが来ていますから、これはやっているんだなというふうには理解します。

指標4、国保の視点からの地域包括ケアの推進の取り組み。

そして、指標5、第三者の求償の取り組み状況ということで、この辺は、じゃ今、課長ね、国保固有のというお話をされたんで、どういう状況になっているのかお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

固有の指標ということで、先ほどの保険税収納率の部分なんですけど、これは平成27年度と比べて、現年度分が1%以上向上しているというようなことで、25点の加点をいただいております。

それから、データヘルス計画への取り組みというようなことで、これ各項目ございますが、ここで19点いただいております。

それから、医療費通知の取り組みということで、25点いただいております。

それから、第三者求償の取り組みということで、ここで22点の加点をいただいているというような状況でございます。（不規則発言あり）はい、地域包括ケアの推進ということでは、残念ながら加点はいただけないという状況でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、国保固有の指標の部分についてもお示しをいただきました。

さらに伺っていききたいと思うんですけども、この評価をもとに、次年度はどういうふうに計画を立てていくのかということと、まず先に確認したいと思います。新年度、平成30年度、どういう計画を立てていくのか、そこをお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

次年度以降、どういう計画を立てていくかということでございますけれども、国が選定している指標というのは、やはり国保制度を維持するために、あるいは医療費を抑制するために、そういった目的に沿った指標ということで、こういった指標を達成することは、当然、国保の健全な運営等につながることでありますから、今回足りなかった部分については努力をし、さらに、評価された部分についてもより進めていきたいというような、そういう方向性で実施していきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。私が言っているのは、こんな点数評価なんかどうでもいい、正直言ってね。ただ、この点数評価をもとにして、さっき言ったように交付金が傾斜配分されるよということですよ。ということは、傾斜配分される交付金の額で、国保の保険料が変わってくる部分もあるんで、そこはやはり注視しなきゃならない部分だろうなとは思っています。

ただ、一番先に何をすべきかということを見失っているんじゃないんですか、課長は。わかりますか、言っている意味。

今、「医療費の抑制」という言葉を使われました。「国保制度の維持」という言葉も使われました。医療費の抑制、これ国の抑制は、いかに国の金を出さないようにするかということでの抑制だと。私は、いかに村民の方が健康で過ごして、そのことによって医療費が抑えられることを目指すべきだと考えています。課長は、だから、どっちの立場で言っているのか、ちょっとわからないんですけども、今の答弁を聞いていると、国の考えに近いのかなと思いますよ。

ですから、平成30年度、この指標1から指標6、あとは国保固有の指標1から5、この項目に対して、具体的な考えをお持ちじゃないのかなと思うんですけども、もう一度確認します。指標1から指標6、国保の担当者の課長として、どういうお考えですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをします。

議員おただしのことなんですけれども、当然、住民の健康づくり、健康の維持、そういう部分が大変大切であって、そうしたことが結果的に医療費の抑制につながるということは承知しているつもりです。

ただ、私先ほど言いましたのは、国保の医療給付費ということで捉えますと、例えば被保険者の重複・頻回受診とか、あるいは療養費請求等についての代理受領とか受領委任払いといった制度がございまして、そういったものを利用して不正な割り増し・水増し請求を行っているケースがあったりとか、そういった不正の部分のチェックという意味で申し上げたことで、適正な医療を住民の方がされているということを抑制するという意味ではございませんので、もし私の答弁で誤解があるようでしたら、そこは訂正させてもらって、私が意図しているのは、そういうことだということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。歯切れの悪い答弁だなと今聞いていたんですけども、目指すところは村民の健康ですよ。それを目指しているわけでしょう。そのことを明確に示していただければいいですよ。何か国と同じように、いわゆる交付金を減らすためにこういうことをやるんですよでは、困りますよということです。

それでは、課長の考えは、村民の健康を目指すんだということで理解をします。

ですから、もう一度伺います。

あの指標1の特定健診の受診率、あとは次の特定保健指導の受診率をいかに上げる

か、どういう取り組みをするのかということですよ。メタボの予備軍と言われる方たちの数をいかに減らしていくのか、その取り組みはどうするんですかということを知りたい。

指標2は、がん検診の受診、これはいろいろがん検診をやっていますよね。胃から大腸、あとはPSA、前立腺とか、村は一生懸命やっていますよね。ただ、それでもまだ受診率は100%ではないと私は思っているんですよ。健康を考えて、いかに村民の方が健康で過ごせるかということで、この受診率をどうやって上げるんだということを、担当課としてどういうふうに考えていますかということですよ。

あとは、特定健診のときに、私はよく言っています。口腔検診を実施すべきですよということで、歯医者さんがボランティアでやってきてくれて、今ちょっと予算取りしているのかな、ただ全員の方が対象にはなっていないですよ、これね。日付指定でやっていますよね。これは歯医者さんはお忙しいから、なかなか難しいんだろうなとは思いますが、こういうのもやはり口腔がんで命を落としてしまう方だっているんです。あとは舌がんで舌を失って、言葉を発することができなくなってしまうとか、そういう状況に落とし込まないように、村はやっぱりちゃんと責任をとるべきだというふうに思っています。

あとは、一番これが国は力を入れているところだと思うんですが、糖尿病の重症化予防。国がなぜ力を入れるか。糖尿病になれば透析をしなきゃならない。重症化すれば、週に3回も透析をするようになる。そうなったときの医療費がかさむということで、国はここに力を入れているというふうに私は理解をしています。

ただ、私が一番言いたいのは、糖尿病になって、体の負担を考えたら、ならないように最善の努力をすべきだというふうに思っていますよ。もしなってしまったときも、透析が週3回も必要にならないように、十分に指導していく、このことが必要じゃないかというふうに訴えています。

次に、指標の4、個人へのインセンティブの提供の実施、個人へのわかりやすい情報の提供。これはいろいろ取り組みをされているのかなというふうに思います。ただ、情報の提供の仕方においても、村独自のやり方として、見ていて思うのは、いろんな健康教室とか何か講演会とかやりますよね。それを平日の昼間にやる。これで本当に個人に伝わりますかということです。実施するほうは大変なのはわかります。

ただ、国保の加入者というのは比較的、後でお話ししようとは思いますが、自営業者の方とかいらっやいますよね。その方が一日仕事を休んで、じゃ講習を受けに来てくださいと言っても、自分が休めばその分収入が減ってしまう。だから、こういう講習会とか情報提供の場になかなか来られない。だから夜にやるとか、そういう工夫をする必要があるなというのは考えています。

そして指標5、重複服薬者に対する取り組み、あとは適正受診ですね。これもやはりどうしても人間は弱い部分があるので、痛ければやはり医者に行ってしまう。1か所の医者でおさまらなければ、また次の医者に行ってしまう。これは人間の当たり前の行動だと思うんです。ただ、それをきちんと話を聞いて、こうこうですよ、そ

ういうことを指導して、安心をさせながら改善をする必要が、取り組みをする必要があるなというふうに前から言っている話です。

あと指標6、後発医薬品の使用については、毎年、保険証と一緒にジェネリック医薬品のカードが送られてきますよね。そういう取り組みをされているのもわかります。後発医薬品で治まれば一番いいなと思うんですけども、これも以前お話ししましたように、薬価基準の見直し、これは国でやるべき仕事だなと思います。薬価基準と検査の価格が非常に高いから、医療費にはね返りが出てきているというふうに思います。医者診療報酬なんて、比較的低いですよ。多受診にしても低いと思います。一番のネックは、やはり薬価基準、薬の値段、あとは検査の料金、このことを国はやはり見直すべきだなというふうには思いますけれども、これは村はあまり関係ない。

まず、そのことを具体的に、じゃ、平成30年度はどういうふうに計画されていますか、そのことをお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

ちょっとかなり細部にわたっていて、私聞き逃したところもたくさんあったんですけども、村が要するに特定健診等を実施する場合に、どうやって、まず受診率を上げていくのかとか、そういった話だったと思うんですが、例えば今の実施している時期で受けられない方がいれば、時期をずらすとか、例えば土日などにやれる回数を増やすとか、また個人の負担金の引き下げをするとか、さまざまな方法があると思います。

いずれにしても、受診率というものを上げないと、住民の健康を把握する糸口となることですから、受診率については、あらゆる方法をとって上げていきたいというふうに考えています。

あと、その他の項目については、ちょっと先ほども申し上げましたとおり、国保の運営の上で、あるいは住民の健康維持等の上で、まとめられている指標ということですから、そういったものを達成していくように頑張っていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。具体的には示されないということで、いろいろ検討はされているんだろうと思うんです。

これ12月にも指摘しましたように、福祉課には保健師がいないと、これが制度上の間違いですよということをお話ししましたよね。特定健診の担当は福祉課、これに多く携わるべき保健師が健康推進課にいるということで、いわゆる縦割りのひずみがここに出てきているのかなというふうに思うんです。

ただ、そんな悠長なことも言っていられないのかなと思うんですよね。これ前倒しで平成28年、29年と来ましたよね。平成30年、今年から指標の中の点数配分が変わる部分がありましたよね。これはご存じですか。（不規則発言あり）わからない。重症化予防の取り組みということで、前倒し分で平成28年が40点、29年が

70点、30年は100点の点数加点になると。

国は、このことにやはり力を入れてきている。これはいいほうに解釈をして、事前に病気を察知して、保健指導を行って、重症化しないように進めていこうというふうに解釈をすれば、これはやはり大きなポイントになってくるなというふうには思います。このことは、さっき私言ったように、例えば、糖尿病とかにおいても重症化しないような取り組みを村は実施しなきゃならないですよという話をしてきた。国もこのことについて重点的に上げてきている。要するにポイントの配分を100点まで上げてきているということで、このことに関して、村はどんなふうに考えますか、どういうふうに取り組みをしますか、平成30年においては。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

糖尿病の重症化予防の取り組みということでございまして、こちらは村のほうで、今回、先ほど申しあげました加点をいただいたところで、100点というものをいただいております。一定の目的を達成しているんだと思いますけれども、今後についても、当然大変重要な、議員ご指摘のように、やはり病気にならない、あるいは病気が重症化しないというようなことは、非常に健康維持のために重要なことでありますから、ここの分野についても保健指導等を通してながら充実させて、今の評価の状態を維持していきたいというふうに考えています。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。村が何で点数がよかったのかなと、今ふと思っちゃったんです。これ大変申しわけない話ですけれども、先ほども言ったように、指標1で特定健診が20点とか、メタボリックシンドロームの予備軍の減少率45点とかと点数を言われましたよね。これ、何でこんなに点数がいいのかなと今ふと思ったんです。

というのは、12月のときの質問の中では、これはやっていません、やっていませんという答弁ばかりだったんですよね。違いましたっけ。これ平成28年はやっていたの。29年はやらなかった。28年から前倒しでやっているよということだったんですよね。そのときに、その話をしたときも、明確な答弁がなかったんです。なぜこのいい点数になってくるのかなというのは思うんです。ちょっと理由がわかったらお示してください、ちょっと変ですけれども。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） すみません、ちょっと理由ということで私が把握していないので大変申しわけないんですけれども、今回の、例えば糖尿病重症化予防の取り組みの実施状況というところでの評価ということで、評価される項目なんですけど、例えば対象者の抽出基準が明確であるとか、かかりつけ医と連携した取り組みが行われているとか、あるいは保健指導を実施する場合、専門職が取り組みに携わっている、あるいは事業評価を実施しているとか、地域の実情に応じて県の糖尿病対策推進会議等との連携をしているとか、そういった項目が満たされているということだと思います。

あと、全ての対象者に対して文書等による受診勧奨、未受診者面談等の実施をして

いるとか、同意した全ての対象者に保健指導を実施、指導実施後の検査結果の確認・評価を行っているとか、ちょっと申しわけありませんが、こういった項目が評価されてということだったので、そのどれが評価されたというふうなことはちょっと詳しくはわかりませんが、項目としてはこういう項目があるということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。12月は、じゃ答弁間違えたんですか。実施していますかと聞いたときに、していると言わなかったですね。そのときに私が言ったのは、いわゆる保健師が机に向かって仕事しているようじゃ困ると、一般事務に追われているような保健師さんじゃ困るといった話をしましたよね。

今、課長が言われたように、保健指導を実施する場合には、専門職が取り組みに携わるとなっていますよね。この「携わる」というのは日本語の微妙なところで、例えば文書的に携わっているのか、実際に現場に出向いて、糖尿病の方に面談をしてやっているのか、そういうことをちゃんと確認していますか。もし現場に出ているのであれば、出ていると今言っておかないと、12月の答弁をそのまま引っ張ってきていますから、そこをちょっと確認したいんですよ。どういう指導を行っているのか、そこをまずちゃんと整理してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 上田議員の質問にお答えをいたします。

先ほどの重症化の部分ですけれども、健康推進課のほうで、特定健康診査が終わって特定保健指導を行います。特定保健指導は、平成28年度は対象者が192名いらっしゃいました。この中で、特定保健指導の積極的支援分の方が43名いらっしゃいます。動機づけ支援分ということで149名という形です。

積極的支援分と動機づけ支援分、どういうふうにといいますと、動機づけ支援分の方よりもリスクが高いのが積極的支援が必要だよという方ですので、積極的支援分43名の方で特定保健指導が終了いたしましたという方は13名という形になっております。この中に先ほどの糖尿病関係の、多分慢性腎臓病のことだと思うんですけれども、そちらの重症化を防ぐ形の方も入っているかどうかについてはちょっと確認できないんですが、そのような形で指導のほうを行っております。

なお、指導につきましては、その中身について本人のほうに通知を差し上げて、今の形ですと、何月何日に来ていただいて、保健師とか栄養指導をする者が対応しながらお話をするというような形で、最大で6か月経過を見るという形になっておりますので、その部分について行ってきたということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。メタボ予備軍と言われる方は192名ということですね。その中の一人は私ですけれども、これ動機づけかな、私はね。確かに指導を受けました。ちゃんと言うことを聞いていないうちの一人ですけれども、そういった者

が質問すると言われるかもしれないんですけども。

ただ、積極的支援が43名、このうち指導を行った方で終了した方が13名ということで、これでその点数が上がってくるんだとなってくると、全然理解できないと思うんです。ただ、国がそういうふうな指標を出してきているのであればしょうがないんで、健康づくりのほうを中心に話を持っていきたいと思うんですけども、いわゆる糖尿病性の腎臓の病気ですよね、これの重症化を予防するというので、専門職が取り組みに携わるということで、具体的に、じゃ、どういう携わりを行ったのか、この43名の方に対して、どういうふうなアプローチかけて、どういうふうな指導を行ってきたのか。実際にこれ行っているんですか。そのことを、まずそこから伺いたいと思う。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

詳細までは、私のほうでも把握はしておりませんが、先ほど申し上げました13名の方、それから先ほど議員お話しいただきました動機づけ支援分の方149名のうち38名の方は終了しましたよということになっておりますので、その方々についての中身、細かくはちょっと把握してございませんので、今のところはここまでしかお答えすることができません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。先ほど、担当課長のほうから、文書の送付ほかという話がありましたよね。あと受診の有無を確認しとか、受診のない方にはさらに面談等を実施していることとなっている。これは平成29年、30年で、今年度から求められてきている部分ですよね。これが把握されていないということは、この評価は平成28年の評価なんですね。福祉課長、それでいいのかい。この点数評価の年度というのは平成28年の評価でいいんですか、29年、平成28年だね。今はまだ実質動いているんだからね、29年はね。

そうすると、平成29年でどういうふうな取り組みがされたのか、担当課長は把握されていない。平成30年は、じゃ、どういうふうな計画を立てていますか。このポイントは今度上がりますから、先ほど言ったように、この部分というのは100点ポイントの点数が上がってきますんで、どういうふうな計画を立てていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

まず、特定健診の確定値ですけども、平成28年度ですと特定健康診査対象者数が2,900名いらっしゃいまして、そのうち受診された方が1,254名ということになっております。率が43.24%ということでございます。県平均が41.12%で、全国平均が36.6%ですので、平均は上回っているということでありますけれども、目標値が国のほうでは60%となっておりますので、その部分について、特定健診を受ける方をまず増やしていきたいということでございます。

先ほど福祉課長のほうからもありましたけれども、日程とか時期をずらす、そういうことから、あと回数を増やすということを申し上げたところですが、私のほうでも、実は、議員に先ほどおただししていただいた講演会を、平日の昼間ではなくて、夜あるいは休日にやって、もっとみんなのほうに病気について知っていただいたらどうだという、その部分でも力を入れてみたいなというふうには考えております。

これは一つの例なんですけれども、皆さん、病気のことを実はよく知られていないのではないかということで、例えば、先ほどの重症の患者で透析関係の話ですと、腎機能の低下とか腎障害と呼ばれる、こういう状態が3か月以上続きますと、実は慢性腎臓病ということになります。全国には、この慢性腎臓病の患者さんは、推定で1,330万人、10人に1人は何らかの形でこういう腎機能に障害を持たれていると。

先ほど透析というお話が出ましたけれども、現在、ちょっと古い資料ですけれども、440人に1人は透析療法を受けているということでございます。その大もとは、心臓とか血管とかそういうところにつながって、糖尿病というのが大もとになると思いますんで、そういうことをまずは住民の方に知っていただくという形で、さらに特定健診を受けれる方を増やしていきたいと考えております。

それから、先ほどの日程でございますけれども、村のほうでは、福島県の保健衛生協会というところに特定健診につきましては委託をいたしております。平成30年度につきましても同じように、日数にすれば11日間実施する予定になっております。昨年度は土曜日1回でございましたが、平成30年度につきましては、土曜日についても2回に増やしまして、その日にしか来られないという方もいらっしゃいますので、そちらのほうで対応をしていきたいと考えております。

それから、あまり知られていませんけれども、住民健診のバスを実は2地区で出しておりまして、交通のできない方に関しましてはそちらのほうも利用していただいて、健診のほうに来ていただくというところから、まず始めていきたいと思っております。すぐに受診率を60%というような形には上げられないかもしれませんが、まずはそのようにして、病気は自分で内容を知っていただくというところから始めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁いただいたんですけれども、受診率の話が冒頭にありましたよね、平成28年で2,900人ぐらいの人間の方が対象で、受診者が1,200人ちょっと、受診率として43.24%という話だったんですけれども、この数字をいかに上げるかということなんですよね。そのために村はどのような取り組みをしていますかということを確認したいんです。国がどうのこうのというよりも、まずそこだと思えます。自分の体が今どういう状況にあるのか、それを知ってもらうのにはやはり健診だと思います。

衛生協会のほうへ11日間、平成30年度はお願いしていると、土曜日に関しても2回に増やしたと、そこは私評価します。職員の方も土曜日にわざわざ2回も出てこ

なければならないということで、これはちゃんと代休なり費用弁償という形で補償すべきだなというふうに思います。

ただ、一つ今気になったのは、健診のバスを回しているというお話だったんですけども、これも内容はわかります。特定健診に移りかわるときに、健診の器具・機材が増えたんで、公民館とかでは対応し切れないと、それまでは、各地へ持ち回りで、毎日場所をずらしながら健診をやっていたんですけども、機械・器具が増えたことによって、いわゆる今の福祉センターでないとできないということで、その代案・解決策として、交通の不便なところはバスを回しますよということで、予約制でバスを回しているのはわかります。これ実際に、各公民館に入らないほどの機材ってあるんですか。そこは確認したことあるんですか。

なかなかバスを回しても、バスで行こうという気になれない方もやはりいるというのがあります。あとは乗り合わせで来て健診を受けていただける方もいますけれども、なかなかやっぱり頼みづらいというのがあります。ですから、これは今の機材とかを考えると、昔みたいに各地区を回るほうが受診率が上がるんじゃないかというふうに思います。

また話を戻しますけれども、この43.24%の数字、平成30年度はいかに上げるか、そのための工夫というのはどういうことを考えられていますか。何か具体的にあれば、今言われたように土曜日を2回ということのお話だったんですけども、この受診率をいかに上げていくかということがやっぱり一番のポイントだと思います。今お考えになれることがあれば、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

先ほど福祉課長のほうからもございましたように、現在、集団につきましては1,000円の費用負担をいただいているところなんですけれども、そちらのほうにつきましても、周りの市町村がどうのこうのというのはあまり言いたくはございませんが、そちらの負担金が負担と感じられている方もいらっしゃると思うんです、少なからず。それで、その辺のところについても、今後検討する材料ではないかなとは考えております。

あと、そのほか細かい点につきましては、今のところちょっと持ち合わせしておりませんので、申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。具体的なものを今回持ってきていないということで、これ以上答弁を求めませんけれども、料金の1,000円に関しても、やはり生活が厳しい方に対しては減免制度を今とられていますけれども、さらに拡充する必要があるのかなというふうに思います。

ただ、この1,000円に関しては、私も自分の中で2つの答えがあります。やはり健診は無料化すべきじゃないか、そうやって門戸を広げてどんどん健診を受けてもらうように進めたらいいんじゃないかというのは思います。ただ、1,000円を負

担してもらふことによって、より自分の健康を気にしていただける部分もあるのかなということで、悩むところがあります。ただ、実際に生活に今困窮されている方、多くいらっしゃると思います。この方に対しては、十分な配慮をしていただきたいというふうに思います。

今いろいろ申し上げましたけれども、なぜこんなことを言っているんだというふうに思われるかと思えますけれども、指標1から指標6まで、取り組み状況ということで今いろいろ確認してきたんですけれども、この全てというのは、さきに言いましたように、村民の方がいかに健康で、いかに命を守れるかという部分につながるというふうに私は理解しています。この場でいろいろと議論を重ねてきましたけれども、いわゆる村長が提唱してきたピンピンキラリ、からだの学校、このことにもやはり通ずるのかなというふうに思います。

ピンピンキラリに関しては、私はこの場で何も言ったことないというふうに記憶しています。からだの学校については、始まる時に産業界、あと学識界のほうに、ただ単にデータを持っていかれて、いわゆる経済活動に使われるんじゃないとか、学識のほうでデータだけ持っていかれて、村は金銭的な負担とかを強いられるんじゃないかということを申し上げました。

今見てみますと、からだの学校については、先ほど言ったけれども、日時の問題はありますけれども、いわゆる講演会とか何か取り組みをしているんで、それなりの少しずつは成果が出てきている部分があるのかなというふうに思います。村長も恐らくこのピンピンキラリにしても、からだの学校についても、私と同じように村民の方の健康、あとは命を守るという方向を見ていらっしゃるのかなというふうに思います。

村長、違うのであれば、違うと言っていたらいいと思いますけれども、そうだとするんであれば、そのまま結構です。

ただね、ここでいろいろ議論してきたのは、進もうとする道と歩く速度ですね、この違いで村長といろいろ意見をぶつけてきたわけなんですけれども、それを担当課がきちんと実施していないんじゃないかと私は思うんです。今言ったように、具体的に、じゃ、どういうふうに改善をしていくんだということを示されない。これは具体的に課内において、健康推進課なら健康推進課、福祉課から福祉課の中で、具体的に話をされていますか。このことをまず確認したいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ほどのご質問でございますけれども、課内においては、事業の都度、当然打ち合わせ、それから内容についての確認等々は行っておりますが、今ほど議員おただしのよう、全体でこれから村の国保というか、村民の健康の部分について、十分にそういう部分を行ってきたか、いいほうに持っていくためにはどんなことをしなくてはいけないんだというのを本当に十分にやっているかと言われれば、お恥ずかしい話ですけれども、少し疑問点が残ると考えております。

ですので、議会のほうでも何度かご質問等をいただいた部分について、歩みは遅い

ですけれども一つずつクリアして、住民の方、村民の方の健康増進・維持に努めていきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、非常に苦しい答弁だったんだろうなと思います。十分にやっているかどうかというとお恥ずかしいという答弁だったんですけれども、私は、この場で、ずっと介護保険の問題とか国保の問題を通してやってきています。その中で答弁をずっと整理をしてくると、私はやっているというふうには理解できない。

村長が今回退任される。16年間務められて退任していく。だから、その村長がピンピンキラリとかからだの学校ということで、先ほど村民の方の健康と命を守るために取り組んだんだということを否定されなかったんで、その方向でやってきたんだというふうに理解しますけれども、これは、きつい言葉で言えば、地方公務員法にひっかかるんじゃないですか。違いますか。正当な理由なくして上司の命令に従わなければ、それは地方公務員法にひっかかるというふうに私は理解しています。

そのことに関して、課長に答えろといっても難しいんでしょうから、（不規則発言あり）いいです。そういうことも視野に入れて、きちんとやはり継承していくべきだと思うんです、村長がこれを残されていくわけですから。次の村長に引き継いでいただけたと思いますけれども、そのことをやはり担当課はきちんと重視すべきだというふうに思います。

では、次の質問に入りたいと思います。（不規則発言あり）

何か言いたいことがあるんですか。じゃ、どうぞ。

じゃ、村長から答弁を求めたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ありがとうございます。

だんだん時間が少なくなってきたんで、何か一言言っておかないとちょっとまずいと思って。本当にご指摘ありがとうございます。公務員法にはひっかからないです。大丈夫です、一生懸命やっているから。

ずっとお話の論点、去年とかずっと、議員言っているのは大体よくわかります、趣旨も何でも。

1つは、さっき重要なことで、ピンピンキラリの話が出ましたので、やっぱりさっき金田議員に答弁しましたが、あそこの中で、やっぱり村民の人生の最大幸福といった場合の一番のベースは、健康ですよ。健康は当然のことです。若いうちは病院へ行くのは、そんな時間があるなら別のことをやったほうがいいと。ところが、世の中には交通事故から伝染病から、自分の意思に反して何でもできてくるということを考えたときに、相互扶助で、オバマケアは潰れそうですが、日本は国保が昭和37年からでしたっけ、始まってきたということがあって、これは議員が今まで言ってきた、そのとおりです。

これからどうするんだという問題が少子高齢化にひっかかってくるわけです。病気

になって医者に行くのは当然ですが、これが野放図に行った場合は財政を圧迫して、後年度、あるいは若い人の負担にみんなのっかかると、食い逃げになるんじゃないかと、こういう言い方が出てきたわけです、これは実際の問題として。それと個人の健康管理は裏表の話でありますので、健康であり続ける健康長寿こそが一番、これを観念したわけであります。

これはどこからと言われると、前にお話ししました京都大学の副学長の福原先生が来て、西郷でやってくれと、この健康長寿をやるところ、福島県はどこもやっていないと。それで県に行って福祉部長と話した。行ったところが、西郷村と須賀川市で公立岩瀬病院とやりますよということで始まってきましたね。

今の問題の評価は、もちろんこれは村は国費をいっぱい取ればいいわけですから、それをやればいいわけですよ、国費を取るという目標だけ。ただ、それは裏を返してみますと、さっきの指標の1、2、3、4、5を全部言うと、やっぱりやらなくちゃならない項目ですね。やるというのは、みずからの健康を維持するためには、ほかの人で判断してもらうのはお医者さんしかいないわけですが、その前に保健師もいますが。自分でやっぱり自覚しないと、誰か言っていましたね、健康はデパートで売っていないよと、自分で管理するしかない。痛いも何もかも、見えないところはわからない。結局それをどうするかといった場合は、やっぱり健診とか今言われたことだろうと思っています。

健診をやって、あるいはさっき言った無駄をどう省くとか、あるいはからだの学校で白河厚生総合病院とやっているのは、総合医をつくる。ダブルで病院に行く人が、一人の医者で処方箋をつくってもらおうと。そうすれば、やっぱり二次救急もうまくいくだろうということもあって、からだの学校の大平哲也先生とか何かが来て、講演会をやっていただいている。アルツハイマーの話、私2回聞きました。メタボの話も聞きました。首都大学東京の星旦二先生も来て講演してくれましたね。いろんなことを聞いて、結局、やるかやらないかは自分になるわけです。ところが、自分で判断できない子ども、あるいはお年寄りはどうするかと、今その話をしているわけです。

よって、そういった部分をやっぱり気づかせる、あるいは生きやすくする、あるいはお金の問題も出ましたね、いろんなことをやって、あとで痛くなって、手術代で大金を取られて、それで保険料が上がるのであれば、その前にお金を使ったほうがいいと、そう思って始まったわけであります。結局、健康は、本当に食べ物、運動、ストレス、伝染病、いろんなファクターがありますので、生きがいも含めて、そういったことを全体アプローチしなければできない。

よって、これは社会運動にしようとして、さっき申し上げたわけです。

議員が言っているのはそのとおりでありますので、なるべく具体的にメニューを増やしてやりたい。ただ、私、今考えていますのは、2万人の自治体で、170人の職員と臨時の皆さんで頑張っているというのが、果たして厚生労働省は10万人単位の構成の観点から言って、パーフェクトに運営できるかどうかというのは非常に難しいところがあります。県職員は数千人が同じ部門を担当して、幅狭く奥深くやっています。

すよね。ただ、村の職員、あるいはもっと小ぢゃい町村がありますので、そこがやっぱり同じ法律を運用するには結構時間は大変、幅は広いが奥はなかなか難しいということがあります。

よって、ご指摘の部分があったんだろうと思いますが、今後ともども、ご指摘の点を踏まえて、そして村民の一人一人の健康を守るということに、ぜひ引き続き頑張ってくださいように、お願いというか、次の人に頼む。あるいは職員も、議員諸兄におかれましても、ぜひ引き続きご指導を賜りたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中でありますが、ここで午後2時25分まで休憩いたします。

（午後2時04分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時25分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問を許します。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま村長からいろいろ答弁いただいたんですけども、さきに言ったように、やはり見ている方向は一緒なんだというのは実感いたしました。ただ、進もうとする道と速度の違いがやはりあるなどというのは、今強く感じました。

社会運動にしましよとか、結局は自分でやるんだと、これは当たり前の話ですよ、本当に村長が言われるとおりでと思いますよ。ですから、自分でやるための動機づけを村は積極的に行わなきゃならないですよという話をしているんですね。ですから、それをちゃんとやってくださいよと、やるべきなんだと。

今、国保が変わる時期において、そのことは喫緊の課題だと、ましてや平成30年のポイント制でいくと、さっきも言ったように平成29年は70点だったものが100点に上がってくる。これは糖尿病というふうに限定されているように感じますけれども、糖尿病と捉えないで、全体的な捉え方をしていただきたいというふうに思うんです。そのことをちゃんと申し伝えていただきたいなというふうに思います。

あと、地方公務員法に反するんじゃないかと言いましたけれども、皆さん職員の方は地方公務員法に守られています。第8節の福祉及び利益の保護とかと、いろいろありますよね。ただ、地方公務員法の第32条、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務があるというふうに書いてあります。「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」というふうになっています。

ですから、村長がピンピンキラリをやれよと、からだの学校をやれよというふうに指示をしている。課長はそれを受けて、忠実にやらなきゃならない。課長から課の職員に対して、指示が出た場合には、きちんとやらなければいけないというふうに私は

思っています。それがきちんと見えないんでね、それは地方公務員法に反するんじゃないんですかということをお願いしたい。

村長が一生懸命いろんな定説を唱えても、下が動かなければ、そこにはつながらない。そのことをちゃんとやるべきだったんです、今にして言えばね。そのことをちゃんと伝えなかった私も責任がありますけれども、両課長、福祉課長と健康推進課長ね、今、村長の16年が終わろうとしている。その中で、きちんとそのことをやはり伝えるべきです、職員に。そして、村長がやろうとしたことを忠実につないでいただきたい、このように申し上げます。

続いて、時間も迫ってきていますので、特定健診の実施状況ということで、これ確認したいと思えますけれども、これ国保のほうは先ほど示されましたので、わかりました。

これ、社会保険加入者及び社会保険の被扶養者、この方たちに対して、村は実態を把握されていますか。いわゆる社会保険は、事業者が責任者となって、村は関係ありませんよと前に答弁された方がいましたけれども、私は同じ村民なんで、きちんと、これはやはり社会保険加入者であろうと、村は実態を把握すべきだというふうに考えていますけれども、いかがですか。把握されていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

社会保険加入者につきましては、特定健康診査等については、平成20年度から各医療保険者が行うということになっておりまして、基本的には社保の加入者については、その保険者がということですが、村のそういう方々でも、家族の方とかあるいは被扶養者等で受診の機会がない方とか、そういった方については、村で行う健康診査のときに一緒に受けていただいてというふうな場の提供、機会の提供ということも行っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。答弁になっていない。私が言っているのは、実態を把握しているかということを知りたいんです。お答えください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 実態といいますか、あれですか、（不規則発言あり）受けられない、そういう機会に恵まれない方はこの場で受けるということで、基本的に、社保の加入者で、指定の病院とかそういうところで受ける方のデータ等についてはこちらに来ないんで、そこについては把握はしていないということになります。ただ、そういった受診の機会に恵まれない方等に対しては、こちらで受けられますよというような扱いでいるということです。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。非常に今むなしいです。以前、ここで岩手県旧沢内村の話をしましたよね。57年前に、ゼロ歳児から亡くなるまでの健康記録をあの村はずっととってきたんです。そういう話しをしましたよね。

今は医療がどんどん進んできている。ですから、この西郷村がやろうと思えば、マイナス1歳、お母さんのおなかに入ったときから、健診状況、その方が亡くなるまで、ずっと健康記録をとってこられるというふうに思うんですよ。

特定健診について、受けられない方を事業所の問題で村に委託するというのは十分わかっています、その制度は。さっきも言いましたように、事業者は条件を満たしていれば、特定健診をやらなければならないとなっていますよね。ただ、本当にそれを行っているのか、やっていないのか、村民の健康を考えたときに、そのことを村はきちんと確認すべきではないかというふうに思っているんです。言っている意味わかりますか。

事業者がやるべきことなんで、そこに情報が行っているんで、村はわかりませんというのわかります。ただ、その情報を得ようとする努力も今見えないんで、それで本当にいいんですかと思うんです。2万人を超えている村民の一人一人の健康状態を村はきちんと把握すべきなんじゃないんですか。同じ村民なんです。国保加入者であろうと社会保険加入者であろうと、そこをきちんと実態把握をすべきなんです。

というのは、結局、今、社会保険加入者も60歳を迎えたら国保に来ますよね。そういうことを考えるときに、きちんとデータを村は集約しておくべきじゃないのかなと思うんです。次の質問へ入っていきますけれども、何でそんなことを言うのかというと、いわゆるそのことが、今度は介護保険にひっかぶってくるんじゃないかと私は思うんです。

今回、予算説明会の中で、介護保険の国庫負担分の25%のうちの5%が調整交付金だというのは、率が変わりましたよね、課長ね。その率が後期高齢者と前期高齢者の出現率とかいろんなものを組み込まれて、5%調整枠が西郷村においては若い村だということで、22.8%だっけか、そういうふうにパーセンテージを下げられてきている。この調整交付金というのは、前から言っているように、くせ者ですよという話ししましたよね。覚えてますか。

特定健診の受診率、そしてメタボの出現率、その改善率、この数字が介護保険料の国庫負担分の調整金の中に組み込まれる可能性がありますよという話をしました。ただ、そのときは、全国の市町村からその話が猛反発を食らって、国は凍結したんです、凍結です、撤回ではない。ですから、いつ解凍するかわからない。だから、全村民の健康記録を十分に注意をしていく、そういったことも必要なんじゃないかというふうに考えます。一番原理原則は、村民の方の健康状態を村がきちんと把握すべきなんじゃないかというふうに考えます。ですから、伺っています。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

議員のおっしゃることは十分理解できましたが、先ほど言ったのは、保険者として、被保険者の健康管理という法的な義務というのはそういうほうだということで、広く村民が生涯にわたって健康管理をするという意味で必要だということは十分理解できますし、また、そういった方は健康診査の結果というのは、多分本人に同意を得て、

情報提供していただくとか、そういう形でやるんだろーと思いますけれども、そういう重要性というのは理解できるところで、村もそういうことで一人一人の管理ができるのであれば、やっていかなきゃならないなというふうには考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今答弁をいただいたんですけども、そのことを本当に十分注意していただきたいというふうに思います。

この質問の一番最後の項目になりますけれども、国保事業から見る健康づくりの考え方ということで質問を入れてありますので、伺いたいと思うんですけども、いわゆるこれ、ちょっと私が持っているデータは古いんで、2010年のデータなんですけれども、国保加入者の多くというのは、無職の方が一番多いというふうに2010年はなっていました。次いで被用者、雇われている方ですね、あとは自営業者、農林水産業者というふうに並んでいるそうなんですけれども、これらを考えていくと、比較的所得の低い方たちが多いんだろーなというふうに理解をするところがあります。

2018年3月6日の新聞の中で、世帯年収の低い女性ほど肥満リスクが大きいというふうな記事を見つけたんです。この理由としては、やはり生活が厳しいということで、炭水化物の摂取でおなかを満たそうとすると、それによっていわゆる肥満のリスクを負っていると。ですから、こういうところにも、所得に応じていろんな危険性を増してきているということがあります。ですから、こういうことも十分に把握をしながら、国保事業はもとより、健康づくりに十分に注意をしていくべきだなというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。これは健康推進課長のほうかな。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのおり、私もそのような記事を目にしまして、やはり所得の低い方ほど、先ほどの話ではないですが、メタボリックが多い、それから、議員先ほど言われました口腔ケアが十分進んでいないという部分ございますので、そういう部分については十分考慮して健康づくりのほうも進めていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま課長のほうから答弁をいただきました。

今、健康づくりのほうを進めてまいるということで理解をしたいと思います。

この平成30年において国民健康保険事業が大きく変わるという、この節目において、やはり村も、一番村民の方の健康づくり、これを重視して、事業を進めていただきたいなというふうに思います。

続いて、農業行政について伺いますけれども、質問の中の小規模農業者への支援制度の考え方について伺いますということでもあります。

あと、時間も迫ってきていますので、あわせまして、新規就農者の支援制度、これらについても簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 11番上田議員のご質問にお答えいたします。

まず、小規模農業者への支援制度でございますけれども、ご承知のとおり、現在の安倍政権のほうでは、攻めの農林水産行政ということで、担い手のほうに農地を集積していくと、また、法人経営体も全国で5万法人まで持っていくというような目標、いわゆる大規模農家への支援というほうにかじを切っております。具体的に、農林水産省の事業としまして、例えば機械の助成制度、あとは借入融資制度、全て認定農業者を要件にしているというようなことでございます。

村としてはどうなんだということになるかと思えますけれども、基本的には、村の農業行政としては、小規模の方と大規模の方を区別をしてやるというような考えはございませんで、例えば今、まるごと西郷館建設をしておりますけれども、そういった蔬菜農家の方については、規模の大小を問わず、機械の助成ですとか、また今年度3月からは、直売所出荷をされる予定の方に対して、苗代とか種代とか、そういった資材の助成についても対象にして支援をしていくというようなことを考えております。

また、認定農業者については、基本的には国のほうは、各市町村の基本構想の計画に沿った大規模な経営をしている農家、もしくはそこを目指して達成できる見込みのある農家を認定しなさいということで指導は入っているんですけども、基本的に村のほうとしては、意欲がある農家であれば認定をするというようなことで、今後、継続的に農業経営をされていく意欲がある農家であれば、規模の大小を問わず認定をしているというのが現状でございます。

また、新規就農者の制度につきましては、国のほうで平成24年から、今名前が変わりまして、農業次世代人材投資事業という名前になっておりますけれども、青年就農給付金ということのほうを通りがいいかなとは思っておりますけれども、そういった事業を実施しております。西郷村でも現在のところ、延べで13名ほど、国から支援を受けておりました。平成30年についても、3名ほど農業次世代人材投資事業に申し込みをしようということで、相談を受けております。

また、村独自の助成としまして、認定就農者ですね、新規就農者の認定を受けた方に対して、その農家がこれから農業を営むための準備資金ですね、最大で60万円まで、機械の購入とか資材の購入とか、あと農業短大で勉強するとか、そういった費用に対しての助成制度というのを独自にやっております。

また、営農の部門におきましては、現在、村内の若い農家さんで西郷アグリネットワークというような組織がございます。そういった活動に対しても支援をしております。そういった会の中で、農業技術研修とか、あと農産物の販売などを通して一生懸命頑張っていると思いますので、そういったところの支援をして、新規就農者の支援ということでやってまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁いただいたんですけども、大規模とか

認定農業者の方に対する支援というのは本当にいろいろなものがあるなというふうに思いますよね。経営体育成支援事業とか、あとは県のプログラムなんかを見ると、何やかんやで項目を細かいのを見ていくと、100項目ぐらい出てきますね。こういった助成があるんだというのは十分理解できます。

ただ、小規模の農家の方に対してということで今回質問を入れていきますので、この方たちをいかに村で支援できるか、まるごと西郷館で野菜をいかに売ってお金を稼いでいただくか、また、この場でも話が出ていますけれども、いわゆる年を重ねた方も農業に頑張っていただいて、そこで健康づくりをしながら、さらに経済的な部分にもつながってほしいという意見も出されています。そういった面で、村もきちんと対応して行ってほしいということで質問を入れていきます。

今、いろんな支援制度の説明をいただきました。その中で、試験的な部分もあるなというふうには今理解をしたんですけども、一つ気になったのは、例えば村の補助を受けるとしても、総額の10分の3とかとなりますよね。その10分の3の残り分、その部分は個人で負担しなければならないと、その部分の負担が多くて、なかなか新たな営農活動につなげられないというのがあるのかなというふうにも理解をします。

そういったときにふと思ったのが、西郷村中小企業経営合理化資金融資制度ってありますよね。これ商工観光課で担当されている部分ですよね。これを見ていて、これの農業版があってもいいんじゃないかと思いました。いわゆる経営規模を拡大したいと考えた方が金融機関からお金を借りたときの利息の補填、あとは信用保証料の補填とかこういうものがあれば、比較的経営拡大につながる融資も受けやすいのかなというふうに考えます。このことに関してはどのように考えられますか。この制度をつくるべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えをいたします。

農政関係の融資制度としましては、日本政策金融公庫のほうで持っていますスーパーL資金と制度があります。これも要件としては認定農業者ということになっております。我々としては、先ほど申したとおり、まずはどなたでも意欲があれば、今後継続して農業を営むために、まずは認定農業者のほうに誘導すると、認定をしていくと。そうした上で、スーパーL資金などを借りていくというようなことを第一の優先として考えております。

ただ、スーパーL資金についても、信用保証料の保証とかというのはありませんので、当然、無担保で借りる場合は、信用保証協会の保証というのは保証料を払わなければならないので、そこについては何も村としても特段手当がないものですから、そのところについては、今後の課題ということで検討させていただければというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。スーパーL資金のお話が出ました。要件としては認定農業者ということで、ただ、私のように60歳近くなってくると、なかなか認定農業

者、私は認定農業者の認定を受けていますけれども、なかなかそう踏み切れない方もいらっしゃるのかなというふうに思います。さっきも言ったように、健康づくりとかも考えれば、こういった資金援助的な部分、これもやはり前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

続いて、3つ目の西郷村農業公社への委託する業務内容についてということですが、時間もありませんので、こちらから一方的にお話しします。

この西郷村農業公社について、いろんなところでいろんなお話を聞いていますと、栃木県那須町なんかの話を聞いていますと、いわゆる農家民宿の手続の代行をすることか、あとはどぶろくづくりをすることか、これ特区をもらっての話です、あとはグリーンツーリズムのコーディネートを行うとか、こういったことも取り組みをされているようなんですよ。ですから、これ農業者がいわゆる観光とマッチングをしていく意味で、必要な部分も多いのかなというふうに思います。

せんだって鮫川村のほうに出向いて、農家民宿をされている方のお話を聞いたんですけども、いわゆる関係省庁の手続が個人では非常に難しいと、ですから、行政がやってくると非常に進みが早いですよというお話を聞いてきたものですから、実際にこれ那須町とかでやっていますので、こういったものを今後検討していただいて、西郷の農業のほうに生かしていただければというふうに思います。考えを伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えします。

昨年の11月に、一般財団法人で西郷村農業公社というのを立ち上げました。

今、議員おただしのようなご意見を、実は、立ち上げのときに設立検討委員会をつくりまして、その中で、西郷の委員の方にもいろいろ議論をしていただいたんですけども、その中で、やはりそういう農家民宿とかグリーンツーリズムとか、いろいろ農業のほうの夢のある話を意見としていただいております。

ただ、農業公社のほうとしましては、立ち上げで、あまりにも事業にたくさん手を出しちゃうと、ちょっと言い方は悪いんですけども、失敗しちゃう可能性もありますので、まずは飼料作物の販売、あと直売所の運営ですね、あとは今後の農業の担い手の育成と、その3つを柱に、徐々に事業を展開していこうということになりましたので、立ち上げとしてはそういった事業については入っていないんですけども、今後、いろいろ住民の皆さんのご意見、あと議会の皆さんのご意見を聞きながら、検討してまいりたいなというふうには思っております。

○11番（上田秀人君） 了解。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第4、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇ 7 番 藤田節夫君

1. 西郷村第 8 次高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画について
2. 子育て支援について

○ 7 番（藤田節夫君） 7 番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、西郷村第 8 次高齢者福祉計画と第 7 期介護保険事業計画について伺います。

介護保険制度は、2000 年（平成 12 年）に発足してから 18 年になります。3 年ごとに改正されます。介護保険料についても改正されるたびに値上がりし、第 1 期計画 2,650 円から第 6 期 5,700 円までと約 2.15 倍に増加しています。介護保険制度は、改正するたびに使い勝手の悪い制度になってきております。

高齢者の現状を見ると、年金は毎年減らされ続け、介護保険料と社会保険料、後期高齢者医療保険料で、年金のかなりの額を引かれてしまいます。生活費が全く足りないとよく耳にします。また、消費税も 10% に上げられようとしております。高齢者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

第 7 期計画の素案を作成するに当たり、運営協議会を 3 回にわたり開催し、検討してきました。私も運営協議会の会長として会議に参加をして、第 7 期計画を村長に対して答申をしてきたところです。

今回の計画について、村の介護事業がどう変わるのか、具体的に何点かお伺いしたいと思っております。

まず第 1 点目として、毎年、施設入所待機者が 50 人前後いると聞いております。今回の計画では、南部地区に施設整備計画がされておりますが、実施時期、規模、入居利用料金として幾らぐらいに考えているのか、まずはじめにお伺いいたします。

○ 議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○ 健康推進課長（長谷川洋之君） 7 番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、質問第 1 の 1 点目、施設整備計画についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本村の現状についてお答えをいたします。

現在、村の介護保険事業では、村内を 3 地区（北部・中部・南部）の日常生活圏域に分けて、さまざまな事業を展開しておりますが、この圏域ごとの施設の整備等の状況を申し上げますと、北部には、小規模多機能型居宅介護施設、それから認知症対応型共同生活介護施設、そして認知症対応型通所介護施設の各 1 施設ずつの合計 3 施設がございます。そして、南部には、認知症対応型共同生活型介護施設の 1 施設、中部には、小規模多機能型居宅介護施設がございましたが、平成 29 年度に廃止となりましたので、現在施設はございません。これらの施設は、いずれも民間が整備したものでございます。

このような中で、村では、平成 25 年度に西郷村公的介護施設等整備計画を策定い

たしまして、3つの日常生活圏域ごとのそれぞれの地区に小規模の特別養護老人ホーム等を整備する計画を立てております。この計画をもとに、現在、最後を迎える、3月31日まで期日はありますが、第6期介護保険事業計画では、北部・中部に小規模通所介護施設、南部に小規模多機能型居宅介護施設、それから小規模特別養護老人ホーム、ケアハウス、小規模通所介護施設の計画を立てておりましたが、現在実現には至っておりません。

これらの状況を踏まえまして、次期、4月からですが、第7期介護保険事業計画では、地域密着型の施設として、定員29名の小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護施設、こちらは定員が15名で、うちショートステイが9名というものの整備を計画いたしております。先ほどの議員もおっしゃいましたが、これらの施設の整備をすることによって、村民で利用されている方の中で、近隣市町村の施設等を利用せざるを得ない方々、それから、現在50名弱いらっしゃいます施設入所待機者の方々の利便性の向上につながるものと考えております。

議員からございましたが、施設の設置場所、それから事業を実施する事業者等、あと中身につきましては、まだ詳細については決まっておりますが、公共の施設でございますので、先ほどございました年金が減っていると、生活費がないといいますか、そういう部分も考慮しながらの金額にはしていきたいと、現在のところは考えておりますが、まだ詳細については決まっております。

特に、この中で施設を設置といいますか、整備することに関しましては、いろいろな補助金等を使いまして整備を行っていくと考えておりますけれども、介護従事者、後ほど議員のご質問のほうにも3点目にございますけれども、介護に従事される方の確保については、他市町村の状況を見ても容易ではないということが予想されておりますので、関係各機関等と連携をしまいたいと、そのように考えております。

いずれにしても、高齢化の進展状況に西郷も大きな地域差がありますので、地域の自主性や主体性に基づいて、地域の特性に応じてつくり上げていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今の課長の答弁では、まだ決まっていないと。

私、これを何で上げたかという、先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、第6期計画でも、私このときにも会長をやっていたんですけども、答申したけれども結局は施設の実施には至らなかったと。だから、あと規模ですよ、規模等、あとは料金、今、国民年金で入所できるような施設が減ってきていますんで、ぜひ公的なこういった施設を整備するに当たっては低料金で、それは介護保険にはね返るといえば、はね返ってはくるんですけども、そうはいつでも高齢社会を迎えるに当たって、やっぱり低額の料金で入所できるような、そういう施設をつくっていただきたいと。

絶対やるとは、ここでは言い切れないとは思いますが、ぜひ本当に公的な施設を第7期で実現できるように、課長のほうでは頑張ってくださいと思います。

次に、介護保険料について伺いますけれども、今回の計画では、介護保険料が第6期に引き続き、基準保険料が月5,700円、年額で6万8,400円と試算されました。今回の改正でも多くの自治体で引き上げを予定しているようですが、今回据え置きになった主な理由と、今後、西郷村でも高齢者が増加していく中で、保険料はどんな推移をしていくと見ているのか、お聞きします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

質問第1の2点目、介護保険料についてのご質問でございます。

議員おただしのとおり、第7期の介護保険事業計画では、第6期計画と同様に、基準となる介護保険料を月額5,700円として、年額で6万8,400円といたします。

これは、変わらなかった理由といたしましては、第6期計画でも、先ほど申し上げました施設整備計画が計算の中で含まれておりました。それで、それに基づきまして、第6期計画も5,700円ということで計算をいたしました。今回の第7期につきましても、そのような先ほど申し上げました計画を入れまして、計算を行ったところでございます。

今回から、計算の中におきまして、見える化システムといたしまして、他の自治体の金額といたしますか、全国の内容の部分が見える、そういうシステムが導入されております。そういうのを参考にしながら、中身は細かくてあれなんですけれども、人数がどのように増えていくとかそういうものを入れまして、今回の月額5,700円というのを介護保険運営協議会の答申の中に盛り込ませていただいたところでございます。

この第7期の5,700円に合わせまして、同時に第8期計画、いわゆる第7期が来年から3年間、平成30年、31年、32年度までです、第8期はそれ以降ですね、平成33年度からの第8期計画では月額約6,500円、それから第9期計画、団塊の世代が75歳以上となる2025年が入りますけれども、そちらのときには月額は約7,400円となる見込みとなっております。これにつきましては、あくまでも現段階での試算の数値ではありますが、現在、そして次期計画の5,700円と比較いたしますと急激な上昇が考えられております。

そのため、現在は、第8期、第9期計画での急激な上昇を、介護給付費準備基金などを利用することによって、急激な保険料の増額とならないように対応してまいりたいと考えております。そのほかには、介護になる方の数をできるだけ抑えていくような、先ほどの質問にもございましたが、健康づくりですね、こちらのほうにも力を入れながら、第9期には、試算で出ている7,400円にはならないような形にしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今の課長のお話ですと、第6期に介護施設ができなかったんで、試算をしてみるとそういった施設ができないんで、介護保険料は変わらないでやっていくと。ところが今度は、第7期では介護施設ができると、試算ではこのように一気

に6,500円に上がっていくと。当然、高齢者も増えていくということなんですけれども、後にもちょっと出てきますけれども、結局、この介護保険は、前から言っていますけれども、「保険あって介護なし」じゃないですけれども、全て利用者に降りかかってくると、そういった意味では、本当に日本の今後の高齢化社会に向けたことはどのように推移していくのかと、そういったことを国のほうで、やっぱりそういったときに予算を出せなければ、これだけ介護保険料が上がったんでは、本当に我々は生活できないというか、保険料だけで持っていかれちゃうと、年金は下がる一方だと、そういった状況でできていますから、私たちだけではどうしても高齢化社会には太刀打ちできないと。

まず各自治体で、どこの自治体でも同じようなことが言われると思うんですけれども、ましてや国は、2015年に1,300億円を投入して軽減措置を行うと安倍首相は表明したんですけれども、ところがこれも消費税の延期でご破算になってしまいました。これはご存じだと思いますけれども、当初、軽減措置の利率を申しますと、第1段階の方が0.3%、第2段階の利率は0.5%、第3段階では0.7%に軽減すると、こういう予定だったんですよね。これは村のホームページを見たんですけれども、いまだにこの利率が書かれているんですよ、延期された点を、2015年の話ですけれども、これ、ホームページも直しておかなくちゃまずいなと思うんですけれども。

そういった意味では、じゃ、現在はどうなっているかということ、結局は今、区分第1段階だけ、0.5%のところを0.45%ですか、0.05%だけ軽減措置されていると。そういった意味では、安倍首相が口先三寸でやってきた。今度はこういったことを、社会保障費を人質にして、今度は10%に上げると、子育て支援できないよと、上がらないと社会保障費に回せないよと、こういったことを何回も繰り返してきたわけですよ。

だから、そういった意味では、やっぱり自治体のほうとしても、なかなか上のほうには言えないと思いますけれども、こういったことを国・県に対して、やっぱり矛盾は矛盾点として上げていかななくちゃいけないのかなと私は思っております。

それと、このような政府の裏切りを受け、全国では、保険料や介護利用料を独自に一般財源から繰り入れ、減免する自治体も増えてきております。こういった安倍首相の裏切りを、軽減措置をじゃ村独自でやっていこうと、そういった自治体も出てきておりますけれども、村として、そういった考えはあるのかないのかお聞きいたします。村長じゃないんで、なかなかはっきりしたことは言えないと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

まず最初に、ホームページのほう、大変申しわけございません。早急に修正をしたいと思ひます。

今ほどのご質問の軽減税率でございます。現在、第1段階のほうの方々の0.5%を0.45%にして、消費税が10%に上がるときに、議員おただしのように、第

3段階まで、それぞれ下げていきますよということでございますが、その部分について、他市町村がどのような状況になっているかというのもこれから把握してみて、少し中身のほうの検討をさせていただいて、それがどんなふうな状況なのかというのをを出していきたいと、今のところそこまでの回答になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） やっぱり村民の実態を見て行政は動いてあげないと、西郷村で本当に最期まで生きてよかったというような村づくりにいくのかなと思ひますよ。ただ国からのことだけをやっているんじゃないくて、西郷村でできることをやっぱり推進していくというか、会議を持って進めていっていただきたいと思ひます。

あと、介護保険料の配分ですけれども、基準段階は、国では9段階としてやっておりますけれども、西郷村では、第6期計画から10段階で基準所得金額を決定しています。これもちょっとほかの自治体を見たんですけれども、多いところでは14段階にまで細分化して料金を設定しているところも増えてきております。

村としても、今後検討していくべきではないのかなと思ひますけれども、お伺ひいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ほど、基準段階のことにつきましてのご質問でございますが、国が9段階、現在村では10段階で行っております。

先ほど、第8期、第9期の現在の試算の料金を申し上げましたけれども、こちらにつきましても、現在行っている10段階が、果たして6,500円、7,400円ぐらいのものでふさわしいのかと、段階が適当なのかということを考えるために、議員も会長として入っていただいております介護保険運営協議会、そちらの皆さんと検討しながらやっていきたいと思ひます。特に介護保険運営協議会は、介護保険の料金等を答申していただく基本の協議会でございますので、そちらのほうにもはかって、ぜひ検討をしていきたいと思ひます。

他市町村では、14段階等々やられているということは把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは第8期に向けての話ですけれども、運営協議会のほうにはかかっていきたいということですが、運営協議会は、ご存じのように今開かれているのは3年に一回というか、次の第8期が来る1年前から始めると。それでは、今課長が言われたように、運営協議会でこういった細かいことはかかっていくのには、3年に一回の運営協議会だけじゃなくて、やっぱり計画的に年に何回かずつ持って、この計画の中間点を検証したり、さらに、じゃ、次に第8期に向けて、こういったことを村でやっていくかというようなこともやっぱり検討していく場所として、今後取

り計らっていただきたいなと思います。

こういった介護保険料とか高齢化社会に向けて、絶対これ少子高齢化を逆転することはできないんですね、高齢者が増えていくのは当たり前の話であって、今、各町村は、介護保険特別会計だけでは、2025年、団塊の世代が75歳を迎える年にはやっつけられないと。先ほど課長も言われましたけれども、保険料もばんばん上がっていくと、上がらざるを得ないんですね、これ、国で負担しないんだから、この分を国で面倒見てくれば、少しはそれなりは保っていけるんでしょうけれども。

これまでの国の政策を見たり、あれを見ると、要するに、介護保険料の利用段階を抑えて、介護保険のほうから外して、そういったことをこれまでやってきたわけですよ、国としては。これを見ますと、国のこれからの政策を待っていたらば追いつかないということで、ある自治体では、介護保険特別会計とほかに村独自の介護サービス特別会計をつくって、独自に支援体制をつくっていつている自治体もありますんで、こういったこともぜひ運営協議会などを通じて村に提言して、よりよい西郷村の高齢化社会に向けた政策を進めていっていただきたいなと思います。

また、先ほどから出ていますけれども、国の負担分をもっともっと増やすように、やっぱり県・国に対して要請していくべきだと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

まず最初に、自治体独自のサービスというのをやっているというところもあるということでございましたので、そちらをちょっと把握をしてみたいと思います。

それから、国のほうに負担の要請ということでございますので、本村独自というよりも福島県、それから全国の地方自治体一緒になって、多分そういう場合ですと要請を行うのかなと、そんなふうには考えております。そういう場合でしたらば、ぜひとも一緒の行動をとっていきたいと、そんなふうには考えております。議員おただしのように、負担分のパーセントがどんどん下がっておりまして、第1号被保険者、それから第2号の分に比重が大きくなっていくのではないかというのは、私も感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ここだけの問題じゃないんで、全国的な問題なんでね、そういった場所に、今度、会議等に出た場合は、皆さんでやっぱり要請していただきたいなと思います。

今、課長が言われたとおり、第1号被保険者は当然、第2号のほうまで保険料が今上げようとされています。所得制限はありますけれども、第2号のほうも保険料を来年度8月から実施するというようになっておりますんで、若い人も年寄りもこれではやっつけなくなっちゃう、子育てどころじゃないというようなことになってしまいますんで、ぜひ要請のほうをお願いしたいなと思います。

次に、村内事業所における介護士の現状と介護士確保の対策について伺います。

全国では、介護士の低過ぎる賃金や過酷な労働のため、介護士の確保が難しく、介護事業所が廃業に追い込まれるという話をよく耳にします。西郷村においても、小規模多機能型として運営している施設が介護士を確保できなくなり、廃業に追い込まれたと聞いております。

村における介護士の現状と介護士を確保するための対策は考えているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

質問第1の3点目の介護士の処遇改善についてのご質問にお答えいたします。

まず、介護士の現状ということで、処遇改善についてご説明を申し上げます。

介護職員の処遇改善加算は、介護離職ゼロという国の掲げる重点施策の一つを推進するため、介護サービスを担っていく介護職員の給与水準を引き上げ、介護職員の人材確保につなげていくものであります。

これまでに、介護職員の経験や資格によって昇給する仕組みを取り入れて、一定の基準で定期昇給を実施する事業所には、介護報酬を多く支払ってきました。厚生労働省の平成28年度介護従事者処遇状況等調査によれば、平成28年9月の平均給与額は28万9,780円で、前年9月の平均給与額28万250円からは9,530円の増額となっております。

一方、団塊の世代が後期高齢者となって介護サービスの利用が増加すると予想されている2025年には、約30万人以上の介護職員を増やさなければならないという試算もあります。人材確保というのは重要な課題であります。

国は、今年度、平成29年度にも4月に臨時の介護報酬改定を行っております。この処遇改善加算の拡充によって、月額平均1万円程度の給与アップが図られたところでございます。この給与アップが図られた、これらのことが介護職を目指す人を増やすだけではなく、現在働いている方の定着率を上げる、定着につながっているかという点、実は少し疑問が残るところでございます。

先ほどの調査によれば、先ほどは介護職員の平均給与額が1年間で9,530円増額になったと申し上げましたけれども、同じ調査で、看護職員の平均額は37万1,100円でございます。介護職員と比べますと8万1,320円上回っております。ですので、介護職員の給与はまだまだ十分なものとは言えないというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、介護職員の給与の改善につきましては、国の施策に頼らざるを得ないのが現状となっているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

そこで、本村の状況でございますけれども、本村で、まず介護人材の確保をどのように事業所さんで行っているかというのをちょっと調べさせていただきましたが、「ハローワーク、求人広告」ということで人員の確保に努めていますというのが多い

答えでしたが、それよりも現場で働いている方や事業所を利用されている方、その家族の方、そういう方々からの「ロコミ等」での確保が最も効果があるというご回答も得ております。また、事業所の中には、介護職員の数は満たしているんですけども、看護師さん、そちらが不足しているとの声もございました。

議員おただしのように、村としましても、介護全般に従事する人材の確保・人材の育成につきましては、今後の大きな課題であると考えております。先ほど、施設の整備の中でも申し上げましたけれども、人材が確保できるかどうかというのは、本当に大きな課題であります。何度も同じことを言うようになりますけれども、介護人材の不足は、本村単独で解決できる問題ではございませんので、各関係機関とできるだけ早急に連携を組んで協力しながら、解決に向けて対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中でありますが、ここで午後3時45分まで休憩いたします。

（午後3時24分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時45分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、介護士の確保をどうするのかと、ハローワーク等で求めて、あとはロコミ等が一番だというような回答だったんですけども、いくらロコミといっても、労働環境が悪かったり給料が安かったんでは集まらないんで、そういうところは現実的に本当に全国的に見ると、相当な事業所が潰れているんですよ。これは本当に仕事も大変だろうし、処遇の改善が求められているということなんで、ぜひこういったことも含めて、課長は肝に銘じて、開業に当たり、一応平成31年度ですか、予定としては、施設の開業、そういった意味では、介護士がいなくて開業できないなんていうことにならないようお願いをしておきたいと思います。

それで、今回の事業計画も、担当課の職員が中心になり、計画を策定して、運営協議会にはかり、答申をしてきたわけですが、計画どおり運営していくには、担当課だけでは大変難しいという部分があると私は思っております。やはりこれから介護予防や認知症などの対策をやっていくためには、村全体として、この問題に取りかからなくちゃいけないと私は思っていますんで、そういった意味では、村長もかわりませけれども、村長をはじめ職員全員で、高齢化社会に向けた対策をやっていただきたいと思っております。

最後に、この計画には基本理念がありまして、基本目標、さらには重点施策として出しておりますけれども、この計画を具体的に3年間でやり切るという、課長の意気込みじゃないですけども、ぜひやっていきたいということをお聞きしたいと

思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今回の計画の重点施策といたしまして、3つ上げてございます。

1つは、地域包括ケアシステムの進化・推進、そして、もう一つは地域支援事業の充実、そして、3つ目が介護保険サービスの充実でございます。こちら3つの重点施策を実行していくことはもちろんですけれども、今、議員のほうからおただしがありましたように、健康推進課単独ではやはりできません。村全体が横のつながりを持って、全体で事業に当たっていきたいと思います。

1番目に、健康な人はずっと健康寿命を延伸できるように、そして少し手助けが必要な方には悪化しないように、それ以上悪くならないような手だてを講じていきたい、そして、介護になってしまったというときには、使い勝手が悪い、そういうのをなくして、喜んで使っていただけるような、そのような事業展開をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 第7期の事業計画書ができております。決算説明会の中でも出ていましたけれども、ぜひ議員の皆様には、この第7期の事業計画をできましたらば配付していただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番、今、決算説明というか、予算。

○7番（藤田節夫君） 予算説明、失礼しました。訂正します。予算説明の中で出ていましたので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次に、子育て支援について伺います。

1つ目として、小・中学校各種大会の出場に伴う補助金事業について伺います。

この質問は、西郷村PTA連絡協議会から、教育関係予算に関する要望書として村に提出された条件です。

要望書の内容は、「補助金支出の対象となる各種大会に、ジュニアオリンピック陸上競技大会（主催：日本陸上競技連盟）とJOCジュニアオリンピックカップ大会並びに全日本ジュニア選手権大会（主催：ソフトテニス連盟）、2競技を加えていただき、今年度も、陸上において、ジュニアオリンピック陸上競技会に出場を決めた1名の選手がおります。大会会場は、陸上が毎年横浜市、ソフトテニスが広島であります。陸上は、中学校教育課程の一環として学習指導要領にも位置づけられ、それに基づいて日々切磋琢磨しているわけです。どの大会を認め、どの大会を認めないのではなく、児童・生徒が活躍し、全国大会への出場を決めた者には、規定に沿った形での負担をして対応をしていただくことを切に要望します。」と要望書として上がってきております。

これは、村長、議長、教育長宛てに出されていますが、これは平成29年11月ですかね、要望が上げられたのは、村ではこの要望に対してどのような回答をしたのか、

まずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 7番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

子育て支援についての質問第1の小・中学校各種大会の出場に伴う補助金事業についてお答えいたします。

現在、学校教育課としましては、小・中学校各種大会の出場に伴う補助金要綱に基づき、学習指導要領にて学校教育の一環として位置づけられた学校行事という理由から、中体連主催の大会を補助対象として交付しております。

ジュニアオリンピック陸上競技大会、JOCジュニアオリンピックカップ大会及び全日本ジュニア選手権大会は、各スポーツ連盟が主催となっております。補助金要綱には該当しておりませんので、教育委員会、生涯学習課のスポーツ競技大会出場に伴う激励金交付要綱の内規において、小・中学校に対し、大会出場激励金として、1人当たり、東北大会出場選手に1万円、全国大会出場選手に2万円を支給しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは各種スポーツ連盟主催ですか、中体連に沿っていないんで、要綱に入っていないんで出せない。生涯学習課で激励金で対応しているということですが、激励の金額は東北大会1万円、全国大会2万円ということですが、村は、この金額で十分だと思っているのか、まずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

今、学教課長が説明しましたように、一応学校体育と社会体育とに分けて、子どもたちの活躍に対しての支援を行っている中で、今のおただしは、いわゆる生涯学習課のほうで行っている激励金の額が十分かというような質問かと思いますが、これ、なかなかこれで全部が賄えるわけではないので、出場する子どもたちの宿泊費とか交通費は入っていませんので、足りないというふうに言われれば、足りないのかなというふうには思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 足りないといえば足りないって、ほとんど足りないですよ、これね、わかるように、交通費と宿泊費を入れたらば全然足りないと思います。全国大会に参加するとなれば、保護者も一緒に同行します。競技場所が近ければ日帰りで対応できますが、全国大会となると宿泊を兼ねることになり、保護者に負担がかかります。

最近の村の子どもたちの活躍は目を見張るものがあります。子どもたちの頑張りや指導する先生方の努力は大変なものがあると思います。要望書にも書かれておりますが、どの大会を認め、どの大会を認めないのではなく、学校が認める大会には、要綱の見直しを含めて補助すべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えします。

全国大会につきまして、いわゆる中体連という組織が主催している大会におきましては、いわゆる全中大会ですね、これは子どもたちの宿泊費、交通費、引率する先生の分も含めて、全部いわゆる補助金として出しております。

今、ずっとこれもいろんな要望で上がってきているところですが、大会の数も大変多いですし、全国大会につながるものというのはたくさんあります。それで、どこで線を引くかというのはなかなか難しいので、これまで、いわゆる要綱というものをつくって、その中で、主催団体が中体連という団体であれば、全国大会にどんどん行っていただいておりますので、その分、要綱にのっとって補助金の対応をしている。そのほかに、先ほどありましたが、各種連盟だとか協会主催の大会がたくさんありますので、なかなかどこで先を引くかというのは難しい問題であります。今要望があったジュニアオリンピック等々の大会には、そうそう毎年参加できるものではございませんので、そういうことについては検討に値するだろうと思っております。

要綱について、加える、加えないというのは、ここでちょっと申し上げられませんが、子どもたちの頑張り、大変すばらしいものがありますので、それに対する村としての支援ということについては、十分考えていきたいと思っております。

ただ一方、今一番問題になっているのは、中学校の教師だけではありませんが、教師のいわゆる労働時間、働き方の中で、かなりのいわゆる時間外の勤務もあって、過労死に近いような1か月当たりの勤務実態がある。そういうこともありますので、やはり部活動に関しても過熱ぎみなところもありますし、どこまでを求めればいいのかというのは大変難しい問題があります。

ですが、今あったように、大会の中で、本当にそうそう簡単に参加できない、それだけ力を持った子どもたちが頑張っているということもありますので、そういうことは今後検討しながら、対応を考えていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 全国大会にはそうそう出場できないということなんで、当然のことですけれども、中体連だけで、あと各種大会の数が多いと。だけれども、今要望として出されているやつは、当然、学校の指導のもとにやっているわけですよ。別なところへ行って、スポ少ならスポ少が、そういう大会へ行って、全国大会へ行くというのは別なんですけれども、これは学校で指導して、指導された子どもがこういった全国大会に出ているんですよ。違いますか。

先ほど教育長も言いましたけれども、誰もが全国大会に出場できるわけではないので、やっぱり個人の才能と、今、教師の働き方も出ていましたけれども、先生の指導がなければ、全国大会まで当然行くことは不可能なんですよね。やっぱりこういった子どもが今まで何人いたか私も把握していませんけれども、めったに出てこないんで、そういった子どもたちにはやっぱり支援してやるべきじゃないのかなと私は思います。

今回、皆さんもテレビ等で見ていると思うんですけれども、やっぱりああいう子どもがテレビなんかに出ると、西郷村としては感動するし、ましてや全国大会に行っ

ているわけですから、西郷村のアピール・宣伝も兼ねているわけですよ。それが激励金の2万円だけで終わっちゃっているということで、これでは何か村として、本当に子育て支援として、これでいいのかなど。

教育長は、そういった点、何もこれまで考えてこなかったんですかね、2万円で終わりにしちゃうとか。当然、親御さんも行っているわけですよ。これは金のない家庭の子どもだったら行けないんですよ、これは絶対に。少し余裕があった方かどうかわかりませんが、出た子どもは、そういった意味では、もう少し村でやっぱり支援してやるべきだと思うんですけども、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、全国大会につながる大会というのは、本当に今たくさんあります。どこで線を引くかということになりますので、今回、要望で出されている限定した大会とか、ほかの要望では、中体連の新人戦の地区大会以上の上位大会への参加に関する補助金の対応についても、要望として出されております。

これは、新人戦につきましても、ちょっと前までは地区大会の上にある県南大会、さらには県大会、これ全部中体連主催だったんですね。それが中体連のほうで、新人戦については、地区大会以上の大会を中体連主催としなくなったんですね。これはなぜかという、やはり多忙化もあるし、新人戦ということもあって、それ以上の大会を中体連として主催するというところについて見直しを図られたということがありました。

これについてはやはりそういう経緯もありますので、どんどん参加して、活躍して県大会に行かせたいという思いは当然わかりますが、やっぱりその辺の一線を引いたということも十分認識した上で対応すべきだと思っておりますが、いずれにしても、今お答えしたように、子どもたちの頑張りに対しての支援をしていくということは、当然、これは教育委員会としても、教育長は考えていないのかと言われましたが、考えております。

保護者についてまでは、ちょっととても支援ということは難しいと思いますが、今、要望として出されている限定した大会とか、そのほかそれに類する大会については、その都度検討を加えながら、支援のあり方について検討していくということで進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 教育長は、そういう子どもたちについて考えているということですよけれども、私が言っているのは、保護者まで面倒見ろとは言っていないんですよ。子どもさんの分ぐらひは、この要綱に沿った形で入れるか、やっていただきたいと。

この要綱には、「補助金支出の対象となる各種大会」と入っていますけれども、20番目には、「その他教育委員会が認めた大会等」と書いてあります。委員会が認めたものに対しては旅費を出すということです。

もう一つには、これ条例がちょっとわからないんですけども、「この基準に定め

るもののほか、やむを得ない事由により補助を必要とするときは、教育長の決裁により行うものとする」と、これ記載されているんですよ。

今、教育長はしっかり面倒見ていくと、支援していくと言ったけれども、これに伴って、子どもたちはこれに当てはまるんじゃないんですか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えします。

これまでの補助金を出す際のやっぱり要綱の基準として、体育面では中体連ということが一つの基準の大きなものになっていたわけですが、先ほども申し上げましたとおり、今要望として出されたジュニアオリンピック等々のものとか、今年度、実は、「その他教育委員会が定めたもの」ということでは、小田倉小学校の吹奏楽部が全国大会に初めて参加するということがありましたので、その分の子どもたちの旅費等々、参加費等は、この要綱に従って補助を出しております。

西郷村のそういうものに対する補助関係は、決して他市町村に劣っていませんし、充実しているものと思いますが、なお今、そういう要綱の規定にもありますので、出されたものに関して、中体連主催ではないから切るということではなくて、検討を加えながら、支援について対応させていただきたいというふうに、今お答えさせていただきます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 教育委員会が認めた大会ということで、これには何があるんだということで、今、小田倉小学校の吹奏楽部ですか、こっちには出したと。じゃ、吹奏楽部に出して、こういった全国大会で西郷村民を励まして、一生懸命頑張っている子ども、わずかこれ1人ですよ、多分、何人も行っているわけじゃないですよ、1人ですよ、そういったのをやっぱり教育長が認めないというか、教育委員会が認めない。考えられないですけども、私ね。それで私は子どもたちを応援していると。教育長だって現場にいたんで、わかると思うんです、親の負担の苦勞、重さ。今は義務教育といたって、すごくお金がかかるわけですよ、義務教育に預ける親たちは。そういった意味では、なぜこういった子どもたちに援助してあげられないのかと。

じゃ、これ幾らかかるんですか、教育長、これ1人、今回は横浜で大会をやったと思うんですけども、幾らかかるんですか、これ。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えします。

費用について幾らという詳細はわかりませんが、交通費、宿泊費等々になると思います。

私が申し上げたいのは、学校からそういう要望が上がってくる、これは当然、教育委員会でも要望をいただいておりますのでわかります。それに対して、全く応えないということではなく、今答弁したとおりです。

ただ、一方に、先ほど申し上げたように、どこまで認めていくかという線を引く部分の難しさと、もう一つはやはり、じゃ子どもが頑張っているんだから、何でも応援

してやる、それは当然ですけれども、やはりそこには教師の働き方なり、そういうものもありますので、そういうことも十分認識していただいた上で、そういうものをきちんと対応させていただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） いや、何でもかんでも出せなんて、私言っていないんですよ。全国大会に行くということは、陸上でね、本当に、前回、秋山さんのお孫さんが出たのかな、本当に何人もいないんですよ。何年かに一人、出てもですよ。それで、教師の働き方が大変だから。だったら、こんなのは指導しなければいいんじゃないんですか。ついていかなければいいんじゃないんですか。結局、指導されている方に、この大会でオリンピックに参加できるんだから行きましょと、指導者も一緒に行くわけですよ、当然。

それを何もかも私は出せなんて言っているわけじゃないし、こういった子どもだけぐらいのわずかな予算ぐらひは、これはだって教育長の判断で出せることになっているんですよ、これ。それぐらひはやるべきじゃないですか、いや本当に。ちょっとこれを見て、議会のほうにも要望書が来ているんで、それを見てびっくりしたんですけども、私も感動しましたよ、あのレースを見て、800メートル。何とかしてやるべきじゃないですか。何でもかんでもいいなんて私は言っているわけじゃないし、PTAだってそんなことを言っているわけじゃないんですよ。何でもかんでも全国大会に行ったから出す必要はないんで、ぜひその辺。

それと、さっき中体連の話も出ました。これ、2番目の質問にも入っているんですけども、やっぱり中体連でも、地区大会まで。じゃ、地区大会の上の大会、今あるんでしょう、実際には、県南大会、県大会と、勝てばですよ。だって、これだって子どもが決めたやつじゃないんですよ、この大会は。子どもが決めたわけじゃないのに、上の大会へ行ったら、中体連主催じゃないから金は出さない。じゃ、その金はどこから出るんですか。保護者がみんな出すんですよ。

ましてや団体戦もあるわけでしょう。5人でやるスポーツだったら、1人の保護者、家庭が生活が厳しくて、私は負担できないから、うちの子は参加させません。するとほかの4人は上の大会へ行けないんですよ。別に子どもたちがこの大会を決めてやっているわけじゃないんです。その辺を理解して、村としてやっぱり支援するべきじゃないんですか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 繰り返しになりますが、そういうものに対して補助金等々の対応をしないと言っているわけではございません。十分これは、子どもたちがもちろん頑張っていることですので、今後、補助について検討してまいります。

ただ、私は、考えるところでは、やはり新人戦の上位大会については中体連が主催でなくなった段階で、本来ならば、それは選択ですので、例えば県大会出場の権利を得たとしても、出なくてももちろんかまわないというものなんです。そういうことをしっかりと認識しないとだめだと思っております。つまり、それはもちろん県大会という

のは、これは実は中体連ではないので、協会とか連盟主催なので、そういう大会が残ってしまったということになっているわけです。そういうこともあるので、そこはしっかりと線を引かなきゃならないと私は思っております。

ただ、今申し上げたとおり、子どもたちの頑張っているところですので、他市町村の動向もありますし、村としての支援を十分に検討してまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 先ほども言いましたけれども、新人戦の大会です。昔は、予選というか地区大会で終わっていたみたいなんですけれども、これだって、これは要望書にも書かれてありますけれども、「県大会以上は、平成7年度の福島国体を機に、福島の少年スポーツの競技力の向上を図るために整備されたものであり、その趣旨を踏まえた支援をぜひお願いしたい。」と要望書に書いてあるんですよ。（不規則発言あり）これはPTA連絡協議会が出ているんですけれども、（不規則発言あり）議会にも出ているの。議会の閲覧にあります。

それを見ると、こういった要望なんで、これも子どもたちが決めたんじゃないで、上の人たちがこういう大会を決めているんで、じゃ、西郷村は地区大会で終わり。その上に大会がなければ、私は何も言わないですよ、そこで終わるわけですから。

（不規則発言あり）大会があるんで、ぜひ、検討するということなんですけれども、いい方向で検討していただきたいと。（不規則発言あり）閲覧すればわかることなんですけれども、そういうことでお願いをしたいと思えます。

最後に、ちょっとあまり言いたくはないですけども、来年度の当初予算に中学生の海外派遣で1,023万円ですか、計上されております。やっぱりこういう子どもたちもいれば、一生懸命こういったスポーツで頑張っている子もいます。そういった意味では、やっぱり村としては、勉強やスポーツに打ち込めるような環境づくりをしていかなければいけないのかなと私は思っております。ぜひそういった意味では、差別なく、そういった村のご支援をお願いをしまして、次に移りたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 今ご提言いただきましたが、私の答弁のほうで誤解を招いてしまったのでは申しわけないので申し上げますが、要望については、毎年、村連Pのほうで、まとめていろんな要望が来ておりますが、要望には全て応えられない部分もあります。

ただ、今回、藤田議員のほうで質問していただいたということで、今、海外派遣の話もありましたが、限られた予算を、やっぱりどの子どもたちにもある程度ひとしく使うというのが大事なことだと思っております。その中で、今現在出てきたような各種大会のものに関しましては、今、質問の趣旨もありますし、要望の中身について十分理解しておりますので、要綱の中でいろんな対応もできますので、検討を前向きにしていきますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

続きまして、PTAからの要望の3つ目となるんですけれども、除雪対策についてお伺いいたします。

はじめに、各学校の除雪対策と小型除雪機の配置についてお伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 7番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

まず、除雪につきましては、委託業者、行政区、また歩道除雪隊、学校ボランティアの方々に大変お世話になっています。感謝を申し上げます。

質問の第2の学校の除雪対策についてでございますが、現在は、村内の小・中学校には手押し式の小型除雪機を3台配備しております。内訳としましては、小田倉小学校、米小学校、川谷小・中学校に各1台配備し、校地内の除雪を学校で行っております。また、配置していない各小学校につきましては、必要に応じて、配備している小型除雪機を学校教育課のほうで運搬を行い、学校間の有効利用に努めております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 小型除雪機については、まだ配備されていないのが西一中と西二中と熊倉小学校ということでしたけれども、来年度の予算を見ると、この3校にも配備するという事なんで、議会をまだ通っていませんけれども、了解したいと思いません。

要望書につきましては、西一中の保護者駐車場が除雪されていないため、登下校に大渋滞を招き、近隣の住民の方々に迷惑をかけている等の要望でしたが、今回調査する中で、西一中も駐車場ですか、熊倉のコミュニティセンターと砂利の駐車場と、あとは正門前まで、全部除雪しているということなので、この点につきましては、小型除雪機の配置も含めて、了解したいと思えますけれども、じゃ、どうぞ。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 藤田議員の質問に、今、羽太小学校ということで名前が入っておりませんでした。私のほうで平成30年度には、今回、熊倉小学校、西一中、西二中を上げさせてもらったおりましたが、羽太小学校は、平成29年度、公益財団法人加藤山崎教育基金から、教育現場支援プロジェクトということで、手押し式の小型除雪機の寄贈を受けて所有しているということで、今回3校ということで予算を上げさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、保育士の処遇改善についてお伺いいたします。

保育士の処遇改善は、待機児童の解消とともに、全国で問題視されてきております。保育士不足の原因は、仕事の内容や責任の重さに見合わない低賃金と厳しい労働条件にあると言われております。保育士の処遇改善がなければ、待機児童の解消にもならないと言われております。

国では、2017年度から保育士の処遇改善を打ち出しましたが、その内容は、月6,000円の引き上げとベテラン保育士の賃金を4万円程度引き上げるというもの

です。これでは一部の保育士だけの改善で、ほとんどの保育士の改善にはなりません。

また、保育で働く職員には、正規職員と臨時職員がおります。村内の保育所でも正規職員はわずか約3分の1だけです。正規職員と臨時職員の労働条件の違いや給料の格差はひどいものです。年数が上がれば上がるほど格差が広がり、保育の仕事をやめる原因にもなっています。臨時とはいえ、同じ保育士の資格を持ち、正規職員と一緒に、同じ勤務時間体制で同じ仕事をしております。このような状態では、職員同士にあつれきができ、保育の質の低下にもつながりかねません。

また、保育士不足の要因として、保育士の学校を卒業しても、他職種と比べると賃金が低いため、保育士にならない学生が多くいると言われております。このままでは、保育士がますます不足していきます。保育士不足を解消するためには、保育士の処遇改善と正規職員を増やすことが求められてきています。

このような状況の中で、お隣の白河市では、市長が平成30年度予算に重点事業の子育て支援として、保育士の処遇改善を目的に、1人当たり月額平均約3万6,000円の補助、予算として3,819万円とすることと表明しました。また、子育て環境を整備するため、満1歳の乳幼児を持つ保護者におむつなどと交換できる赤ちゃんクーポン券の支援1,446万円や小児科医療開業などへの奨励金支給事業700万円も推進していくことが発表されました。

村では、保育士の処遇改善についてどのように考えているのか、また、村の保育士の状況についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

保育士の処遇改善ということでございますが、現在、保育需要が多くて、希望しても保育所に入れないといった待機児童の問題が社会問題として取り上げられております。こうした待機児童の問題は、児童を預かる施設の不足と同時に、保育士不足というものが要因として上げられます。

本村もそうした問題に大変苦慮しているところでございますが、施設の問題は、現在、熊倉・屏風谷地区に建設中の保育園で、ひとまず解決できるめどが立ったということでありまして、保育士不足がやはり懸念されるということでございます。

そういった状況で、議員のご質問のとおり、保育園の状況ということでありまして、まきば保育園を例にとりますと、正職員の保育士が12名に対しまして、臨時・嘱託職員の数が24名ということで、やはり3分の1程度が正職員といった状況でございます。あと議員ご指摘のとおり、やはり正職員と嘱託の保育士さん等においては、待遇面での若干というか、差があるということは事実でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 保育士の処遇改善についてどのように考えているかということをお聞きしたんですけれども、違うんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えを申し上げます。

処遇改善なんですけど、厚労省で調査した保育士における職場の改善希望状況調査というものがあまして、その中では、やはり「給与、賞与等の改善」希望が最も多かったということがございます。そして次には、職員がやはり足りないということで、「職員数を増員」してほしいというようなこと、そして最後に、事務、雑務等いわゆる「仕事の軽減」というような順番になっておまして、村のほうでも保育士の現場に行きまして、就労状況について聞き取り調査をしたところ、同じような結果となったということがございます。

以上のような状況を踏まえて、今後、やはり給与面の改善やら職場の働く環境整備等、そういったものを要望に応えられるように改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） アンケートを聞いてもしようがないんですけども、平成30年度当初予算にも、そういった処遇改善が全然見られないと。村長じゃないんで、じゃどうするんだと、あまり突っ込んでもしようがないので、課長には申しわけないんですけども、今言われたことは、アンケート調査がこうだったからということで、それは村の処遇改善には何もあれも立たないんで、全国的にこういう状況であることは課長も重々知っていると思うんですよ。そういった意味で、平成31年度に新しい保育園が村として建つという状況において、それで保育士が足りないと言っているわけでしょう、白河市でもどこでも。

その中で、平成30年度予算に何もやっぱり上がっていないというのは、納得いかないし、ほかの嘱託職員の給料改正はちょっとありますけれども、あれじゃ、わずか3,000円ぐらいだもんね、話にならない。課長に求めてもしようがないんですけども。

じゃ、課長にちょっとお伺いしますけれども、嘱託職員と正職員の賃金の1年目と5年目ぐらいでわかれば、教えていただけます。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

まきば保育園の例でお答えをさせていただきますが、正職員、いわゆる地方公務員になりますけれども、1年目16万3,400円ということで、嘱託職員の方ですと、嘱託職員になる前の1年間は、臨時職員ということで時給換算で働いていただいて、翌年に嘱託職員ということで働いていただきますが、その金額が15万4,300円ということでございます。

5年目の金額ということでございますが、先ほど議員のご指摘にもありましたとおりに、年数がたつと格差が出てくるということでありますが、正職員が19万2,000円で、嘱託職員が16万400円ということになっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これ、嘱託になると、西郷村の場合はボーナスが年に1か月ぐらい程度出るということはあるんですけども、見てのとおり、同じ仕事をしてやって、

だんだんだんだん差が開いちゃうと。同じ仕事をやっているわけですよ、当然会議にも出るし、早番もやるし、そういった意味では、この格差はすごく大きいと思うんですよ。

今、同一労働同一賃金ということも言っているけれども、今の国のやっていることは本当に口先だけで、実際に政策が伴っていないということなんで、それを信用するわけにいかないんですけれども、先ほども申しましたけれども、お隣の白河市では、月額3万6,000円改善するということです。

平成31年度、新しい保育所が開設するのに、保育士が本当に集まるのかと、今から心配しなくちゃいけないのかなと思いますけれども、何か保育士を集めるために対策などは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

対策としてということなんですけれども、平成31年の保育園開園に当たっての開園準備というようなことで、役場のほうでも社会福祉協議会のほうにさまざまな支援をするという中で、財政支援ばかりではなくて、いろんな、我々も含めて、お互いに協議をしたり、一緒に政策をつくっていくということで、ある程度のことを今予定はしております。

それで、早急に取りまとめ、早い段階で具体化させたいなというふうに思っています、その中の具体的なものということでいいますと、職員の方々の給与の体系をつくって、しっかりした身分を、できるだけ正職員化をするとか、そういった方針をつくっていく、さらに保育所内で、保育士さんでなくてもできる業務は、別な無資格の方等がかわって仕事を請け負えるような、いわゆる人的な支援をするとか、さまざま今予定はしております。ただ、そういったものについては、今後の予算措置等もございいますから、それを経てということになると思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 課長は上げるともどうしようとも言えないんで、何とも言えないんでしょうけれども、県では、保育士修学資金貸付制度というのがあるのはご存じでしょうか。

これは、保育士人材の確保並びに定着を図るため、保育士資格を取得し、福島県内の保育所等において働きたいという意欲を持った学生の皆さんを対象に、修学資金の貸し付けをしています。卒業後、県内の保育所等に就職して、5年間勤務した場合には修学資金の返還が免除されます。貸し付け額は、修学資金が120万円、入学準備金が20万円、就職準備金が20万円となっております。

さらには保育士就職準備金貸付事業もありまして、これは保育士が復職をする際の資金を貸し付けることで、保育士を確保することを目的としております。2年間勤務すれば返還が免除されるという事業なんですけれども、こういったことも含めて、潜在的な保育士が相当いると思うんですよ。このような県の事業も含めて、またこういったことを村独自で、村で貸し付けて保育士を確保するというようなことも、今重要

なのかなと思います。

3月6日の「NHKおはようふくしま」で、保育士確保に向けた調査結果について放送していましたが、それによると、県内で保育士の登録をしているものの、仕事をしていない2,670人を対象にアンケート調査を行い、66.7%に当たる1,782人から回答を得た結果によると、過去に保育士として働いた経験がある方は1,379人で、全体の77.4%、働いた経験がある方を対象に、保育士をやめた理由を聞いたところ、「給料への不満」が最も多く、次に「仕事量の多さ」となっていました。このほか、保育士として働くことの考えを聞いたところ、「現在の職場より雇用条件が整えばやってみたい」また「子どもが一段落し、働く環境が整えばやってみたい」というような回答でした。私も、ちょうど朝方だったんで、実際にテレビを見ましたけれども、このように潜在的な保育士はたくさんいるし、処遇改善も含めて環境が整えば、もとの保育士に戻って仕事をしたいという方がたくさんいるんで、村としても、村長がかわりますんで、ぜひ担当課長のほうからもこういった計画を上げて、ぜひ今度の新しい村長と話し合っ、て、処遇改善に向けて頑張っていたきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん、その趣旨のとおりですので、ちゃんと引き継ぎます。

どう考えているかといいますと、7年前でしたっけ、同一労働同一賃金、あれ法律ができたんですよね。なぜ差が今のようにあるんだらうと、おかしいのではないかといったときに、やっぱり職務の責任の内容、あるいは転勤のこととか、いろんなことが書いてありましたよね。果たしてそれに合致しているかどうかという法律上の問題があります。

もう一つは、やっぱり子どもは本当に「三つ子の魂百まで」なので、今や教育は保育だけでは足らん。やっぱり保育プラス教育だということに変わってきています。

よって、幼保一元化と教育は同時、愛情と栄養と教育は同時に施すという体制になってきましたので、それに耐え得るとなると、やっぱり処遇改善は当然の話になってきます。

ましてや、さっきの介護福祉士の問題もあったりして、やっぱり社会保障関係の処遇改善が進んでいないということは歴然たるものでありますので、これを頭に起きながら、さっき課長が話ししましたように、よく調査をして、当初予算はここからですので、私が先走ってというわけにはいかんだらうと。よく調べて、そしてそれに合うものをご提示して、皆様の判断を仰ぎたいという形にしたいということになっていきますので、これは一番、社会福祉協議会に実は新しい保育所も頼んでいるわけでありませう。それから、処遇改善ももちろん、教育内容と子育て内容についても相互にお願いしたり、村から頼んでいるところがいっぱいありますので、このことについては、そのことをよくお願いしながら、処遇改善も含めて、いい子育て支援になりますように、引き継ぎをしていきます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、村長がいいというのに出てきたので言いますけれども、これ村長が平成30年度予算を計画して出してきたと思うんですけども、これだけ全国的に保育士の処遇改善の問題が騒がれている、村長だって知らないわけじゃないですよ。だから、白河市の市長はいち早く手を挙げて、新聞で多分見たと思うんですけども、こういった改善を出してきたわけですよ。ところが西郷村はどうだと、何も無いじゃないかと、ましてや新しい保育所ができる。

今、村長が言ったけれども、社会福祉協議会にお願いしていると。社会福祉協議会は、悪いけれども、平成30年から処遇改善で出していますよ、もう。西郷村ですよ、全然そんなことをやっていないのは。子育て支援とか、村で子どもは育てていくんだなんて言ったとしても、口先だけじゃないですか。実際には、村はどうしていくか、村は村でどうしていくか。だって、村は村の予算の中で、白河市の予算の中で、みんな各自治体は予算の中で子育て支援をやっているわけでしょう、国がやらないから。（不規則発言あり）でしょう。みんな流れちゃうんじゃないですか、さっき後ろで言っていましたけれども。（不規則発言あり）なんないで、どうするんですか。だって、あなたはもう少しで終わりだよ。何が大丈夫だ。（不規則発言あり）はいじゃないよ、聞いていないよ、何も。

○議長（白岩征治君） 時間がないから、まとめて。

○7番（藤田節夫君） 私はこれで終わりですけれども。

以上で質問を終わります。

（「議長、議事進行について」という声あり）

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君の議事進行を許します。

○9番（秋山和男君） 先ほど、7番議員が小・中学校各種大会の出場に伴う補助金事業について質問をなされました。その中で教育長は、新人戦地区大会までは、中体連主催は負担すると、県大会は、行く、行かないは自由だと言われました。

この件については、本当に子どもたち、また保護者、そして外部コーチにとっては、本当に私は失礼な回答だと思いますので、この件に関しては議事録に載せるわけにはいきませんので、どうか議事録から削除を教育長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君より議事進行がありました。

この件について、教育長のほうからご答弁を求めます。

○教育長（鈴木且雪君） ただいま議事進行でご指摘いただいた点について、もう一度、私の答弁の中身を説明させていただきます。

つまり、新人戦に関しましては、ちょっと前までは県大会まで中体連主催だったんです。ところが、中体連自身が地区大会以上の大会、県南大会、県大会を自分たちの主催としなくなったんです。これについて、なぜだということで、理由を中体連の関係の先生にお聞きしたところ、これはやはり多忙化が関係していて、新人戦なので、そこまでの上位大会について中体連が主催するということをやめたというふうにお話しをされたわけです。でも、現在残っているのは、これはいわゆる中体連が地区大会

までやったんですが、今まで上位大会もあったので、中体連がやらないのであれば、連盟とかそういうところがやりましょうという形で残っているということなんです。なので、そういうことからいいますと、中体連主催の地区大会を勝ち進んで優勝した。それで中体連としての大会は終わりなんです。

ただし、今までの歴史として、中体連の主催ではないんだけど、連盟などの主催によって上位大会が行われている。なので、校長の判断で、これは中体連ではないから出ないということも可能なんです。そうしろと言っているわけじゃないですよ。そういう性質の大会になっているので、そういうことをちゃんと理解した上で、子どもたちの頑張りに対する支援についても、そこを押さえた上で考えていくべきだろうということでお話しさせていただいたんであって、出ないことがいいとかというんじゃないですよ。大会の質として、いわゆる中体連の主催じゃない大会ですので、そこから先は、本当だったら、そこでなくなっていれば何の問題もなかったんですが、やはり歴史的なこともあるので、例えば、野球連盟とかテニス協会とかの主催の大会が残っているわけなんです。

ですから、本当に考えていって、多忙化なので、新人戦だし、上位大会は、じゃ、うちの学校は出ないでもいいという判断も可能なんです。そういうことの説明なので、ご理解いただきたいと思います。

だから、西郷村では、その大会に出なくていいと言っているわけじゃないですよ。それで、やっぱり今までのように、子どもたちが上位大会に出られる資格を得たので、だから西郷村では、子どもたちを新人戦も県南大会、県大会と出しています。それに関して、補助対象じゃないということを指摘されていたので、補助のことに関しては前向きに検討していきますということでの答弁をさせていただいた。

大会の性質上、そういうことも可能な大会となっているということですので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長、議事進行」「今議事進行やっているよ」という声あり)

○議長(白岩征治君) だから今、答弁だけ求めて、これであれしますので、これは一般質問ではないですから、だから議事進行で今答弁があったとおりですので、ご理解いただきたいと思います。

(「じゃ、了解」という声あり)

○議長(白岩征治君) 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長(白岩征治君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問は本日で終了いたしましたので、会期中一般質問の日として予定しておりました3月12日及び3月14日を議案調査のため休会といたします。

3月19日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午後4時46分)

